

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 29 年 3 月 23 日招集
第 33 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（勝浦伸行君・橋本周一君）	8
会期の決定	8
施策推進方針の表明	8
一般質問	11
☆ 菊地善孝君	11
1 新一関清掃センター建設場所について	
(1) 一年前の定例会で小生に答弁した「年度内に狐禅寺地区にお願いし続けるかどうか決断したい」の判断の説明を求める	
(2) 継続して要請するとすれば、可能性ありとする理由は何か	
2 現一関清掃センター建設にあたっての地元との協定改定の有無について	
(1) 経過報告を求める	
(2) 改定取り組みがないとすれば、何ゆえ「契約」を履行しなかったのか、責任者は誰なのか	
3 現一関清掃センタープラント故障時の対策について	
(1) 処理法について内部検討内容の紹介を求める	
(2) (1)に係る内々の他施設との話し合いをした経過の有無	
☆ 小野寺道雄君	23
1 狐禅寺地区への一般廃棄物処理施設建設問題について	
(1) 建設候補地を未定のまま狐禅寺地区に提案したのか	
(2) 狐禅寺地区以外に選択肢がなかったとすれば、その理由は	
(3) 提案した時期と資源・エネルギー循環型まちづくりの中心施設と位置づけした時期の関係は	
(4) 現在地建設を困難と判断した時期はいつか	
(5) 建設場所は、施設整備基本構想の策定を通じて適地を選定したいとしていたが、基本構想の策定はどうなっているのか	
(6) 建設候補地の調査が終わったら、適地かどうかを判断し、狐禅寺地区及び周辺住民に説明を行うとしているが、その時期は	
(7) 管理者は、市議会の一般質問で狐禅寺地区については、十分な理解は得られていないと答弁しているが、このような状況の中で、年度内に結論を出すとする総合的な判断の拠り所とするものは、何か	
(8) 市議会で協定書の存在を挙げていたが、これまでの協議は、事前協議として、今後の協議を進めていくのか	
☆ 岡田もとみ君	33
1 新焼却施設等の建設計画について	
狐禅寺地区住民の理解を得るため3年の月日を費やし、その1年前からは地元の狐禅寺	

地区生活環境対策協議会役員との新焼却施設等についての意見交換等も行ってはいたが、いまだ住民合意は得られていない

広域行政組合の運営は住民自治を基本とし、狐禅寺地区に固執した提案は白紙に戻して、構成市町全体で建設計画を進めるべきではないか

2 新しい総合事業について

(1) 現行相当のサービスからサービスAへの移行は、事業者の意向を尊重すべきではないか

(2) 新しい総合事業の内容等について、事業者及び市民への説明を丁寧に行うべきではないか

☆ 那 須 茂一郎 君……………45

1 藤ノ沢地区に対する測量調査について

☆ 升 沢 博 子 君……………51

1 第6期介護保険事業計画に係る、介護予防・日常生活支援総合事業について

介護保険制度の改正により第6期介護保険事業計画の最終年度を迎え、介護予防・日常生活支援総合事業は平成29年度から新しい総合事業として提示された

(1) サービスAの基準緩和型の職員配置とサービス提供時間、報酬額について現行との差異について伺う

(2) 平成28年度から認知症高齢者支援対策として、管内に認知症地域支援推進員、生活支援サービスとして生活支援コーディネーターが配置されているがその活動内容は

☆ 菅 野 恒 信 君……………57

1 介護保険制度・介護保険計画は住民の安心にこたえているものかどうかについて

(1) 介護保険制度発足から17年経過して住民が安心できているか伺う

(2) 第6期計画半ばを経過した介護保険事業計画の評価と課題を伺う

(3) 新しい総合事業の事業者・ボランティアの課題を伺う

2 焼却場建設計画の見直しについて

(1) 住民・地域を分断する振興策による現計画の見直しについて伺う

(2) 全地域・住民の代表と専門家による新たな計画づくりが必要ではないか伺う

(3) 職員が安心できる労働環境が必要ではないか伺う

報告第1号 職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について……………70

議案第1号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………71

議案第2号 平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算……………72

議案第3号 平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算……………72

第 33 回 定 例 会 日 程 表

平成29年 3 月 23 日

日次	月日	曜日	開議時間	会 議 別	議 事
1	3 月 23 日	木	午前 10 時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 施策推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 1号	職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について	3月23日	議決不要
議案第 1号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3月23日	原案可決
議案第 2号	平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月23日	原案可決
議案第 3号	平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月23日	原案可決

受理した議案

- 報告第 1 号 職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について
- 議案第 1 号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第 3 号 平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策推進方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	報告第 1号	職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について
日程第 6	議案第 1号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 2号	平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 8	議案第 3号	平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成29年3月23日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成29年3月8日
告示番号 第6号
招集日時 平成29年3月23日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	真 箆 光 幸 君	2番	岡 田 もとみ 君	3番	勝 浦 伸 行 君
4番	岩 渕 優 君	5番	菊 地 善 孝 君	6番	槻 山 隆 君
7番	千 葉 満 君	8番	那 須 茂 一 郎 君	9番	岩 渕 一 司 君
10番	金 野 盛 志 君	11番	佐々木 清 志 君	12番	小野寺 道 雄 君
13番	岩 渕 善 朗 君	14番	橋 本 周 一 君	15番	佐 藤 雅 子 君
16番	菅 野 恒 信 君	17番	升 沢 博 子 君	18番	武 田 ユキ子 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	苫米地 吉 見	議会事務局次長	橋 本 雅 郎
議会事務局長補佐	細 川 了 子		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	田 代 善 久 君	副管理者	長 田 仁 君
広域行政組合事務局長	金 野 富 雄 君	介護保険担当参事	鈴 木 淳 君
環境衛生担当参事	佐 藤 福 君	広域行政組合事務局次長 兼 介 護 保 険 課 長	尾 形 秀 治 君
広域行政組合事務局次長兼 一関清掃センター所長	千 葉 憲 明 君	広域行政組合事務局次長 兼大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	菊 池 覚 君
介護福祉主幹	高 橋 和 夫 君	環境衛生主幹	菅 原 克 義 君
会計管理者	千 葉 隆 君	監査委員	沼 倉 弘 治 君
監査委員事務局長	藤 倉 明 美 君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第33回広域行政組合議会定例会

平成29年 3 月23日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（武田ユキ子君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、平成29年 3 月 8 日一関地区広域行政組合告示第 6 号をもって招集の、第33回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、ご報告を申し上げます。

管理者提案 4 件を受理しました。

次に、管理者から平成29年度当初予算提案に当たり、平成29年度施策推進方針の表明の申し出がありました。

次に、菊地善孝君ほか 5 名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、金野盛志君ほか 1 名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、沼倉監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 6 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

次に、議員派遣の決定をし、実施したものを、議員派遣報告書としてお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

次に、狐禅寺の自然環境を守る会共同代表、伊藤慶助氏ほか 3 名より、狐禅寺地区への廃棄物処理施設の建設反対についての陳情書を受理しましたが、その写しをお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

議 長（武田ユキ子君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（武田ユキ子君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

議 長（武田ユキ子君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（武田ユキ子君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を 2 名とし、会議規則第 81 条の規定により、議長において、

3 番 勝 浦 伸 行 君

14 番 橋 本 周 一 君

を指名します。

議 長（武田ユキ子君） 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日間といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定しました。

議 長（武田ユキ子君） 日程第 3、施策推進方針の表明について、先刻ご報告のとおり管理者から平成29年度施策推進方針の表明の申し出がありましたので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第33回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、平成29年度の施策推進の方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、一般廃棄物処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理に努めております。

これまで、組合運営が堅調に推移しておりますことは、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力によるものであり、ここに深く感謝を申し上げる次第でございます。

今、地域社会は、人口減少と少子高齢化が進行する状況にあり、これに対応するためには、一人一人が安心して生活できる環境を整備することが重要であると考えております。

このことから、組合は、一関市及び平泉町が広域行政として共同処理することとした事務の効果的、効率的な執行に努め、住民の福祉の向上のため、次の施策を推進してまいります。

まず、衛生事務について申し上げます。

一般廃棄物処理施設と最終処分場の建設については、県南地区ごみ処理広域化検討協議会において平成25年11月に策定されました、県南地区ごみ処理広域化基本構想に基づき、現施設の老朽化及び最終処分場の埋立て残余容量がひっ迫している状況等も踏まえ、新たな施設の建設候補地について、早期に選定ができるよう進めてまいります。

また、焼却処理において発生する灰をセメント原料として再資源化することなどにより、埋立て処分をする量が少なくなることを見込み、新たな最終処分場については最小規模のものになるよう検討してまいります。

一関市が策定した資源・エネルギー循環型まちづくりビジョンでは、市内で発生する廃棄物をエネルギー資源ととらえ、その活用により地域内で資源やエネルギーが循環するまちづくりを進めることとしており、組合としても、廃棄物をエネルギーとして活用するエネルギー回収型の一般廃棄物処理施設の整備を構成市町と連携して進めてまいります。

新たな施設は、環境や安全性に十分配慮した最高レベルの技術を導入し、地域の発展に貢献できるエネルギーセンターとして整備しようとするものであります。

施設の建設場所につきましては、昨年6月に地元の皆様から、建設候補地の選定についての要望があり、平成28年度に地質や地形など7項目の調査を行っております。

組合としては、この調査結果も踏まえながら、建設候補地の選定に取り組んでいく考えであります。

また、一般廃棄物処理は、住民の日常生活に深くかかわりのある業務でありますことから、一般廃棄物の安定的、継続的な処理に万全を期すため、引き続き現在の廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、放射性物質に汚染された農林業系廃棄物のうち、牧草の処理につきましては、現在、一般廃棄物との混焼により焼却処理をしておりますが、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民の皆様のご理解をいただきながら、円滑に処理を進めているところであり、平成29年度におきましても、安全な処理に万全を期すことはもちろんのこと、住民の皆様への的確な情報提供を行い、安全安心を最優先とした処理に努めてまいります。

また、一関清掃センターごみ焼却施設で、これまでに発生した8,000ベクレルを超える焼却灰につきましては、指定廃棄物として、放射線量の遮へい率が高いコンクリートボックスに保管しており、引き続き適切な安全管理に努めてまいります。

舞川清掃センター及び東山清掃センターにおける焼却灰の埋立てにつきましては、これまでも

国のガイドラインに定める方法に加え、組合独自の安全対策により、放射性物質の適切な管理をするとともに、放流水及び空間線量等の環境測定を定期的に行っており、今後も住民の皆様の安全安心を確保するよう万全を期してまいります。

次に、家庭から出される一般廃棄物につきましては、リサイクルや分別に対する住民意識の高揚を図るため、再生品利用の啓発や雑紙の排出方法の簡便化などを進めてきたところであり、ごみ袋につきましては、平成30年度からの指定袋の規格統一に向けて取り組んでまいります。

小型家電回収事業につきましても、引き続き積極的に進めてまいります。

次に、火葬場の運営につきましては、引き続き指定管理者による管理を行い、管理運営の効率化と利用者へのサービスの向上に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みとして、制度発足から18年目を迎えますが、今後も住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、適正なサービス利用の周知に努めてまいります。

地域では、人口の減少が今後さらに進むと予測される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、平成28年12月末現在、33.9%でございまして、他の自治体と同様に高齢化が進む傾向にございます。

特にも、介護の必要性が高くなる75歳以上の高齢者の割合が増加しており、この傾向は今後も続くものと見込まれることから、安定的な事業運営に努めてまいります。

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据え、中長期的な視野に立った施策の展開を図るため、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができることを基本理念とする第6基介護保険事業計画の着実な推進を図ってまいります。

また、平成29年度はこの計画が最終年度となりますことから、平成30年度からの第7期介護保険事業計画について、要介護等の認定者数等を的確に見込んで、介護及び介護予防サービスの利用状況、施設整備の状況を勘案して、事業計画を策定してまいります。

まず、地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域包括支援センターの機能強化や認知症高齢者支援対策の推進、生活支援サービスの充実、強化、介護予防の推進などの施策を推進してまいります。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加に対応するため、在宅医療と介護の連携の推進、訪問看護、訪問介護などの在宅サービスの充実に努めてまいります。

次に、認知症対策については、本人やその家族を支援するため、相談業務などを専門に行う認知症地域支援推進員と保健師、社会福祉士、専門医で構成する認知症初期集中支援チームが連携をして、認知症と疑われる方や認知症の方及びその家族と面談をしまして、適切に医療機関での受診や介護サービスの利用につなげるなど、住み慣れた地域で生活ができるように支援してまいります。

介護予防事業につきましては、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業に移行することになりますことから、民生委員や行政区長、地域協働体などを対象として制度改正の説明をしているところでありまして、高齢者が安心して自立した生活が維持できるよう、生活支援コーディネーターを中心に、自治会やNPOなどによる介護予防・生活支援サービスなどの提供に向けて、構成市町と連携して進めてまいります。

次に、介護サービスの基盤の整備につきましては、平成27年度から平成28年度までにおいて、サービス設置候補者として10事業者を決定したところであり、構成市町と連携をして、早期のサービス開始を促して特別養護老人ホーム等の入所待機者の解消につながるよう取り組んでまいります。

なお、介護保険制度につきましては、第1号被保険者に該当する直前の64歳の方々を対象とした説明会を開催するなど、住民の皆様に対して制度を周知して、ご理解をいただくよう努めてまいります。

また、人権を守り、人を大切にす介護サービスの質の向上を図るため、管内の介護サービス事業所の職員を対象に研修会を開催するとともに、介護人材の確保、定着に向けて取り組んでまいります。

以上、平成29年度の施策の方針を申し上げます。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、第6期介護保険事業計画の着実な推進、そして、第7期介護保険事業計画の策定など、取り組むべき施策は極めて重要なものがございます。

私は、組合の管理者として、その責務を重く受けとめ、一層の行政サービスの向上と予算の効率的な執行に意を配して、住民の福祉の向上ため、誠心誠意取り組む所存でございます。

組合議会議員各位並びに住民の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。施策推進の方針といたします。

議長（武田ユキ子君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上ご発言願います。

なお、時間は60分以内としますので、ご留意願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は一問一答方式です。

5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

通告の3件について順次発言しますが、施設の建設問題は住民の方々の関心も高く、市政としても町政においても、最も重要な課題となっているところであり、建前論や抽象論ではなく、具体的かつ実現性のある、実のある、実のある論議をしたいと思っておりますので、管理者を初め当局においても対応を期待したいと思います。

まず、新一関清掃センター建設問題について、先の一関市議会の質疑を踏まえて、2点について説明を求めるものであります。

その第1は、1年前のこの定例議会で小生に対する答弁、年度内に狐禅寺地区にお願いし続けるかどうか決断をしたいの判断の結果について、まず説明を求めたいと思っております。

その第2は、継続して要望するとすれば、実現ありとする根拠について説明をされたい。特に、国庫の焼却場建設に関する負担が、補助金方式から交付金方式変更に伴い、県の関与が実質なくなるもとで基礎的自治体の全責任で執行となる、このように仕組みが変わったと説明を受けています。

対策協議会との合意は可能なのか、白紙撤回を求める署名は、狐禅寺地区有権者比で60%にも達しています。実質機能不全状態にある同対策協議会は、住民意思の代表にあらずというのが現

状であります。住民意思の合意なしにも、地域計画の作成、実施設計の発注、環境アセス発注に進む、こういうことになるのかどうか、混乱が収拾できる見通しがあるのかということも含めて答弁を求めたいと思います。

具体的なこの項目についてももう少し踏み込んで説明を求めたいのでありますが、公害防止法に基づく公害防止調停委員会への審査請求という経過が、現大東清掃センター建設時にあったわけであり、千厩町内で。

かかる事態が今般の一関清掃センターに関するものでもあり得ると私は判断しているわけであり、内部的にそのような事態についても検討した経過があるかどうかについても説明をこの機会に求めたい。

次に、住民訴訟等法律行為による建設差し止めの事態についても、当然、乗り越えられるという内部検討をした経過があるのかどうかについてもこの機会に説明を求めたいと思います。

大きい2つ目、管理者でもある勝部一関市長は、市議会答弁において、協定の第7条を引用し、施設更新等について、地元対策協議会との話し合いを要する規定ありと何回か発言をいたしております。

同協定書と同日付で締結した焼却施設を再び狐禅寺地区に建設しないとする旨の覚書の関係をどう整理しているのか、この機会に改めて答弁を求めたいと思います。

その2つ目は、同協定のこの間の改定はないと理解するものでありますが、何ゆえ契約を履行しなかったのか、だれの責任でかかる態度をとり続けているのかについても、改めて答弁を求めたいと思います。

最後に、稼働から36年経過し、新施設建設見通しが立たない状況下、このままでは45年以上も現施設を稼働しなければならないことが予想され、当然、故障時対応を真剣に検討していると思いますけれども、その検討内容の概略を説明を求めたい。

その2つ目として、処理依頼をする、プラントが故障した場合に処理依頼をせざるを得ないと思うのでありますけれども、他の自治体と協議をした経過があるかどうかについても、この機会に報告を求めたいと思います。

以上をもって壇上からの質問といたします。

ご清聴ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、狐禅寺地区への新施設建設に係る判断についてのお尋ねがございました。

これまで狐禅寺地区の皆様に対しまして、新たな施設の建設についてご提案を申し上げておりましたが、そういう中で、昨年の6月に狐禅寺地区住民の方々から、新しい廃棄物処理施設の建設候補地について、用地提供の意思があるという要望をいただきました。

その要望のあった土地が建設の候補地となり得るかどうかの調査を行ったところでございます。

現在、その調査結果を踏まえて検討を行っている段階でございまして、今月末までに判断するとした先の答弁内容に現在も変わりはありません。

したがって、きょう現在で狐禅寺地区に建設するという判断には至っていないということでございます。

なお、住民訴訟等との関係についても、現時点においては、そういう事態を具体的に想定して

いるものではございませんので、具体的に答弁はできない状況でございます。

それから、次に、地元との協定の改定についてのお尋ねがございました。

平成12年12月27日に一関地方衛生組合と狐禅寺地区生活環境対策協議会において、狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定書と覚書、これを取り交わしておりますが、その後、現在に至るまでその内容を改定したという経緯はございません。

私は、狐禅寺地区の皆様のお思いの入り込んだ覚書だというふうを受けとめてございまして、それなるがゆえに、この一般廃棄物処理施設の提案については、地域の産業振興、あるいは雇用の創出など地域振興に結びつく、そのような観点から、資源・エネルギー循環型ということも含め、今までの施設とは全く視点の異なる新たな施設の建設について提案をさせていただいたところでございます。

したがって、覚書の不履行との指摘には当たらないと私は認識しているところでございます。

次に、現在の一関清掃センター焼却施設の故障した場合の対応についてのお尋ねがございました。

一関清掃センターの焼却施設は、昭和56年3月の竣工から35年が経過して、施設の老朽化が進んでおりますが、日常点検による各機器の保守に加えて、計画的な補修工事を実施しているところでございます。

万が一の設備の故障等による運転停止につきましては、故障の程度にもよりますが、あらかじめ定めている運転停止対応フローというものがございます。これに基づいて対応するということとなります。

故障時による、故障のときに運転停止を想定した他の自治体との相互応援協定については、締結しておりません。やむを得ず施設を休止する必要がある場合にあっては、その都度、周辺の組合等との協議により対応していくこととなります。

なお、大規模災害を想定した一般廃棄物処理に関する災害相互応援に関する協定、これを県内全市町村等の間で締結しておりますが、施設の改修や故障などによる運転停止を想定した協定を締結している自治体は県内にはないと聞いているところでございます。

その他のお尋ねの部分については、事務局長から答弁させます。

議 長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 先ほど、菊地善孝議員から公害調停のご質問がございました。この公害調停については、公害紛争処理法第33条の規定による調停という制度であります。平成10年3月に当時の東磐環境組合を相手方とする公害協定がなされたという経過があります。それらの書類も今の大東清掃センターで保管しております。最終的には、その結論としては取り下げになったという経過がございました。

こういった公害調停、あるいは全国各地で焼却施設に関して環境などを問題点とした訴訟等が提起されている、そういう部分については把握しておりますし、そういったことも我々としては事務的にと申しますか、調査、検討はしているところであります。

以上であります。

議 長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私は、この一関清掃センターの建てかえの問題については、勝部管理者とはまた違った意味でこの間、注目もしてきたし、私どもなりに努力をしてきた経過があります。大変心配しています。

これは、ここの広域の議会でのやりとりだとか市議会でのやりとり、あるいは県との関係等々に取り組んでいけばこと済む問題ではなかろうという思いで、2年前の夏、既に私どもの高橋千鶴子衆議院議員の紹介で、第2衆議院会館の会議室に環境省の担当者2人来てもらって、きょうも、この席に出ている菅野議員と2人で、かなり時間をかけて、一体国内の焼却施設というのは全体としてどういう状況にあるのか、予算はどうなのか、それから一関・両磐で抱えている課題等も具体的なものを話をする中で懇談した経過があります。

それから、昨年夏には、具体的に地元、狐禅寺地区との摩擦といいますか、トラブルといいますか、そういうふうな状況が続いているものですから、県庁資源循環推進課に市議団そろって、高田県議の案内で小一時間懇談をした経過があります。それから、今議会を前にして3月21日、同じく県庁の資源循環推進課、課長以下4人と懇談をしてまいりました。そして、昨日は同じ県庁の11階にある環境保全課から、担当部署から公害防止調停委員会の仕組み、それから現在まで県内でどういうふうな事案があるのか等々の説明も、電話ではありますけれども、受けたところであります。

以下、このような調査活動なり、さまざまな文献等々で検討した結果に基づいて、何点かさらに再質問をしたいと思えます。

まず、私は21日の県庁での資源循環推進課の課長以下との懇談の中で、私も古くなったのだなと思ったことがあります。それは、大東清掃センターを建てかえざるを得ないダイオキシン問題で。あれの取り組みから20年近くたって、実は、この焼却施設の建てかえのスキームといいますか、仕組みが大分変わってきているということでもあります。

その第1は、補助金方式から交付金方式になって、住民の合意がなくてもつくれるという仕組みになっていると。都道府県が実質関与しない中でも、関与しない仕組みで、国と基礎的自治体、ここで言えば広域行政組合になるわけでありましてけれども、こういう関係の中で建設が可能だという仕組みになっているということでもあります。

こういう仕組みを、改定等々を改めて勉強する中で、それでは住民の合意がなくてつくって、そして住民との摩擦が深刻になっていったときには、従来であれば住民合意が必要だからということが大前提で本気になって取り組んだわけです。私自身もそうでした。しかし、今はそういうふうなものに仕組みが変わってきたということの中で、トラブルが解消しないままで地域計画をつくったり、実施設計を發表したり、環境アセスを発注したりという具体的な行動に入っている場合は、どこがその調整機能を持つのかということを検討してみました。その結果、出てくるのが大体2つから3つある。その一つが、この一関清掃センターの関係で言えば、先ほど事務局長からもあった紛争処理法に基づく公害防止調停委員会というふうになると思えます。

この公害防止調停委員会への提訴、審査請求、こういうものが具体化したときには、私は、どんなに当局が、あるいは議会が何を決定しようが、法律的にはストップがかかるわけですから、結論いかんによっては、住民訴訟にいかない以前の段階で。そのところを、内部検討をどの程度したのかという、それで今のような態度を地元にとっているのか、その辺が首をかしげるわけでありまして。その辺をもう少し詳しく説明いただけませんか。

大東清掃センター建設時ですね、いろいろ差しさわりのあるかもしれないけれども、大東地区の長者、羽根折沢については、何回もこの席でも私はつたない紹介をしました。当時の首長、それから当時の東磐環境組合議会の議員をやっていた私ともう一人の若い者、3人で一冬かかって説明もしたし、最終的に協力をいただくことで進んでいったわけですね。そして、それがそう

いう信頼関係ができた段階で一般職を入れたわけですよ。

ところが、隣の町の場合はそういうものの取り組みはほとんどしなかった。その結果、住民と深刻なあつれきが生じていったわけですね。その結果として、公害防止調停委員会への審査請求ということになって、一定の期間、具体的に審査が進んだわけですね、弁護士たちを立てて。

こういう事態になった場合に、先ほど勝部管理者は、今月末をめどにそういうふうな検討をしていると言うけれども、どういう結論を出そうか、それを受けた形で議会が当局の案を通そうか、ストップしてしまう可能性というのはこの仕組みの中で整理されているのではないですか。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 先ほど議員のほうから、公害防止調停委員会に提訴された場合にストップがかかってしまうのではないかというふうなご意見があったわけですが、現時点では、狐禅寺地区の住民の皆様に対して新たな提案という形で提案をさせていただいております。その施設のイメージについての説明でございましたり、あるいは先進事例について紹介をさせていただくなどの形で、要は公害に対しても心配のないような形で、また、地域の振興につながるような形での施設の建設を考えているというふうな説明をしているところでございます。

そのような形で、住民のご理解をいただくように進めているところでございまして、住民の合意が得られなかった場合にどうするのかといったことにつきましては、現時点では住民にご理解いただくための努力を続けているという状況でございます。

判断につきましては、今年度末までに一定の判断をしていくというふうな方向性を管理者として出しているという状況でございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 副管理者の答弁に対して指摘したい。

私は先ほどから言っているけれども、この公害防止調停委員会を提訴したことによって建設がストップしたりなどはしません。最終的に調停なり仲裁なりが出て、そのことによって、場合によってはそういう事態にはなるということです。申請したから即ストップにはなりません。ご存じだと思いますけれども。

それから、もう一つ、後段の分、長く話された部分は、今までの経過なり、今当局が取り組んでいる内容をなぞっただけで何の新しい答えもないですね、なぞっただけですから。

私が聞きたいのは、これは資源循環推進課長とも話をしたのだけれども、何回もこういう初歩的なことでお邪魔して申しわけないと。

岩手県政は今、沿岸南部を中心として、あの甚大な災害から一日も早く復興しようということで、知事を先頭にして被災者の一人一人に寄り添って、その幸せを追求する権利ですね、これを実現するべくやっているときに、このような問題で何回もお邪魔することは大変心苦しいと。

しかし、私が心配しているのは、今の仕組みの中では住民合意ができなくても進めることはできると、建設をすることはできると、これは。そういうふうに変ってしまったのですね、変えてしまったのです。

しかし、一定の建設その他が進んでいく中で、法律的にストップをかける方法は、当然、この紛争処理法、あるいはこれとはまた別建てになっている住民訴訟その他の関係でできるわけですね。そういう事態が生じたときには、この混乱というのは今の比ではなくなるのだと。できればそういう事態を回避したい、私どもとしてはね、回避をしたい。それは最悪の状態だと。対国と

の関係、県との関係でも本当に信頼はなくなってしまうわけだから。しかし、それを收拾するというのは何倍手間がかかるかわからないから、それを回避したいのだと。そのためには、私どもの基本的な立場としては、無理が通れば道理が引っ込むような行政は一日も早く改善しなければならない。軌道修正をするのは一日も早いほうがいいというのが基本的な立場ですよということを説明をした後、この後発言することを述べるわけですが、どうですか、公害防止調停委員会への提訴という形で、合併前とはいえ具体的に対処せざるを得なかった、対処した経過があるわけだから、その大変さというのは当局の中でも内部検討をした中で認識されたと思うのですが、いかがですか、大したことないという感覚ですか、大変なものだという認識ですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 公害紛争処理法に基づく公害調停、あるいは先ほど申し上げましたけれども、住民訴訟、いわゆる建設の差しとめ訴訟、そういうふうなさまざまな全国での裁判の提起例はあるわけですから、そういうことは当然、リスクとしては我々はあるというふうに調査をしているところであります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） これは勝部管理者に直接お答えいただきたいのですが、管理者はこの間、総合的に判断するという、この問題については何回か発言していますね、何回となく、私に対しての答弁でもそうでした。この総合的に判断するというその中身は、こういう紛争処理、調停委員会の関係だとか住民訴訟だとか、こういうものも内包したもののなのですか、入っているのですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私がこれまで答弁してきたその総合的な判断というのは、かなり広い意味にとらえていただいて結構だと思います。すなわち、この現在の協議会との協定、覚書、これが締結される前後の状況から現在に至るまでの狐禅寺地区の置かれてきた状況でありますとか、その後の技術革新、さまざまな要素がそこに入っています。それらすべて含めて、さらには用地提供の方々の思いというものも含めて総合的に判断させていただきたいということでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 先ほど来触れている、大東清掃センターの現施設をつくる過程で訴えられて対応した公害防止調停委員会との関係をもう少しお聞きしたいのですが、私の記憶が間違いなければですが、私どもが東磐環境組合という一部事務組合の議員をやっていたときにあった該当地域としては、地元というのは4つあったのですよ。大東は先ほど話した長者と羽根折沢です。それから千厩については寺崎前と町下なのです。私どもが対応した、一冬かかって3人4脚で対応したというのは大東分なのです、当然のことながら。

大東の町長もその一部事務組合の副管理者なわけですね。千厩町長も同じような立場での副管理者なのです。私どもは地元中の地元だし、施設そのものが長者、羽根折沢のちょうど境にあるわけですからね、まさに自分たちの問題であるし、当時の町長は直線距離にしたら300メートルも離れないところが居宅なのですね、自宅なのです。そういうこともあって、本気になって入ったのですよ。入らざるを得なかったのです。

そのときに、大変な不安なりご迷惑を地元の人たちにはおかけして、最終的には、不承不承とはいえ、ご協力をいただくことになったのだけれども、その努力をした地域の今日と、そういう努力を、申しわけないけれども、ほとんどしなかった隣町の地域の実態というのは、先ほど来く

どくど言っているぐらい、そのぐらいこんなに違うのですよ。おわかりいただけますか。

いろいろなことを言われましたよ。冬、真冬、真冬というか一冬かけたのですから。いろいろなことを言われた。そして、最終的にはご協力をいただいた。そういうふうな本当に地道な努力、それから話し合いをした地域については、こういう調停委員会だとか何かという事態にはならなかったし、現在でもそういうふうな動きは私はないというふうに承知しているのです。

ところが、そういうふうな膝詰め、こういう、こういう事情でこういうふうな判断をせざるを得ない、ついてはご協力をいただきたいというふうなことの努力をほとんどしなかった地域は、当然のことながら、いろいろなトラブルが今でもあるわけです。

私は、今、この一関地区広域行政組合が担っている、そして、この一関清掃センターの問題で直面している課題というのは、ぜひ、このつたない経験だけれども、教訓とすべきだと思うのです。本気になって地元の人たちがこの調停委員会その他の法律行為に取り組み始めたら、つたない私の知識では太刀打ちできないと思いますよ、当局は。いかがですか。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいまの議員のご指摘でございますけれども、膝詰めでも本当に本気になってやれということだろうと思いますが、何も我々は寝ているわけではございません。何とかしてその話し合いの糸口をつかみたいということで、今までもさまざまなアプローチをしてきております。しかし、残念ながら、その入口の段階でそういうところに今現在至っていないということでございます。

まだまだ努力が足りない部分もございますし、一方では、いつまでも先延ばしもできない問題であるという認識もあります。その辺も含めて、今までのこちらから提案しているというのは、どちらかという、協議会の役員の皆様方との懇談会という形の中で意見交換をまずはしていきたいということで提案させていただいてきているわけでございます。したがって、間もなく、今、取りまとめにかかっておりますけれども、間もなくその調査結果を、今、最終段階まで取りまとめ最中でございますけれども、その結果をご報告する際に、改めてこれからの話し合いのきっかけになる部分、これについても含めて提案をしていくことが必要だろうという認識でございます。

議 長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私は、当局が努力していないということは思っておりません。今度、明日、明日、今月末をもって勇退せざるを得なくなった田代副管理者とか前事務局長の状態を見ても、間違ってもそういう発言はできないと思っております、そういうことから言ってもですよ。そのことはわかっているつもりであります。

ただ、当時の東磐環境組合と、特に千厩地区の一つの自治会、行政区との関係等々でこういう事態まで進んだことと、今回のこの広域行政組合と狐禅寺地区の皆さんとの、特に反対をしている人たちとの関係を見ると、私は比較にならないと思います。というのは、先ほど来、この後も触れますけれども、実は協定書が結ばれている。そして覚書がある。その覚書の中にははっきりとつくらないという内容になっていますね。それは、当局は当局、勝部管理者は勝部管理者としての考え方はあるだろうけれども、しかし、お約束としてはそういうものがあれば、これは別途検討するなどという記述にはなっていないわけですよ、理由のいかんを問わず。理由のいかんを問わず、つくらないということになっているわけです、これは。だから、そういう状況の中でこういう行動をとるとするのは、あの千厩地区の人たちが決断をしたのと比較にならないぐらいの

重い判断を地元の人たちはしているのではないかと思わざるを得ないのです。

そして、具体的にこういう形での紛争処理委員会なり訴訟の場に入ったときには、この私のつたない知識の範囲での発言ではあるのですけれども、勝負にならないのではないかと思いますね。大丈夫ですか、本当に。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 協定書、それから覚書の中の記載の仕方についての解釈もいろいろございます。私は私なりにあれを受けとめている部分もございます。

まさに、懇談会の中での提案というのは、そういうところを現在の協定、あるいは覚書の記載内容、そういうものがあるということは重々理解した上で、それを受けとめた上で、しかも、その覚書ができるまでの経緯もしっかりと受けとめた上で、それを乗り越えて少し議論をしていきませんかという、そういう部分も含めての提案でございます。何とかして地域振興に結びつきたいという思いがその前提としてあるわけでございます。したがって、そういう提案まで私は、あの覚書の条項が否定するものではないというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私も提案を否定しているとは言っていないですね、そうは思わないです。お互いに当事者同士がいろいろな話し合いをするということは、それはあり得ることだと思います、そのことはです。

ただ、先ほど来くどく言っていますけれども、地域計画を作成する、実施設計を発注する、環境アセスを発注するという段階にいくと、これは話し合いの場ではないのですね、ここまでいってしまうと、その段階からは。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議員おっしゃるとおりでございます、少なくともこれまでの段階というか、ステージとは違うステージにはなろうと思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） けさもこのテーブルに座ったら、反対をしている狐禅寺地区の自然環境を守る会の方々からの申し入れのプリントが、コピーが配付されて改めて読ませていただいたのですけれども、先ほど私は壇上のほうから、この2月の管理者なり一関市長、それから該当する議会、それから平泉町長に対してもこの方々は懇談をされたということを知っているのとありますけれども、そういうふうな内容等々を見るときに、私は話し合いの前提というものが既に法律的には過ぎたという判断をせざるを得ないと思うのであります。なぜなら、59.6%ですよ、狐禅寺地区の有権者の59.6%の人たちに当たる署名が提出されているわけです。このままでは法律的な効力はないです、ストップをかける力はありません、今のままでは。要望なり何なりの署名ですから。釈迦に説法ですけれども。しかし、同じような規模で住民の方々が意思表示をすると、法律的に有効な意思表示をするという、その可能性は膨らんだというふうに判断をせざるを得ないと思うのです。そのときには、今話したような思いを当局が思った、管理者が何と思おうが、私は終わりだろうと思うのです。そのことを前提にして、6割の方々が反対をしているという、その住民意思というものが明確になった以上は、そのことを前提にして判断していくのが当局としてのとるべき態度ではないのかと。思いはいろいろあってもですよ。思いはあるだろうけれども、もうこれ以上何をしますのかということです。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 反対署名の署名簿の提出をいただきました。その多くの方々が署名しているということもしっかりと受けとめさせていただいております。ただ、判断するに当たって、それは大きな一つの資料にはなると思いますけれども、これまでの経緯から見て、協議会と話し合いをするというのが私は基本だと思います。これまでもさまざまな案件について、協議会の役員の皆様を窓口としていろいろな話し合いをしてきました。協定、覚書の相手方も協議会でございます。したがって、協議会として最終的にどのようなご判断をなされるかというところが私は一番重要ではないかと思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） そういう理解の仕方もあると思います、形式的には。協定なり覚書の署名の当事者ですからね、そういう理解の仕方は否定しません。

それでは別な聞き方をしましょう。公害防止協定を結ばなければ、この種の施設は稼働できないかということについてはどんな見解をお持ちですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 全国の例で申し上げますと、当然公害防止協定を結んでいるところもありますし、結んでいないところもあると。必ず結ばなければならないということにはならないかとは思っております。ただ、これまで大東清掃センターの例もありますし、この近年の状況を見ますと、やはり公害防止協定を結んで住民理解を得ていくというような方向ですから、そういうことは大事かなと、そのようにとらえております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 公害防止協定を結ぶために努力をしていきたいというふうに聞きたいと思えます、意味するところはね。努力をしたいと。

さて、公害防止協定を結ぶときに、その相手方はどうするのですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） いわゆる地元をどの程度というふうにとらえるかと、また、地元、その相手方が地域住民の合意形成、合意の考えを一つに集約するという、そういう組織が望ましいと思っております。大東清掃センターの例で言いますと、大東と、それから千厩にまたがるということですから、それをまとめたような形の組織がないということで、それぞれの自治会を相手方としたと、そのような理解をしております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 先ほど来から署名しているこの署名を見ますと、新しく土地を提供するからぜひうちのほうに来てくれないかと言っている6区、行政区で言えば6区。ここの有権者比の署名数は62%ですね、62%ちょっと。それから現施設がある5区については、93%近い対有権者比の署名なのですね。狐禅寺、5つの行政区をトータルしてみると、先ほど来紹介している59.6%なのですね。5つある行政区のうちで5割を切っていると、ちょっとした差だけでも5割を切っているのは3区だけ、あとは全部5割以上なのですね。それが全体として、トータルしてみると59.6%になっているのですね。こういう状況の中で、どこと結ぶ可能性があるのですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 仮定としてお話ししますけれども、現在、狐禅寺の生活環境対策協議会と協定書というものが、生活環境保全に関する協定書というものがありますから、その相手方が生活環境対策協議会でありますから、その協定をまずはどのようにするかというところが大前提に

なるかということですので、狐禅寺地区生活環境対策協議会がまずは相手方として考えなければならぬだろうなど、そのように思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 大きい2番目に移ります。

今、話のあった協定書に話を進めていきたいのですが、壇上からも申し上げました、この間、協定書の第7条に、施設更新の場合は地元対策協議会とも話し合いをするという規定があるから、これに基づいて対策協議会と4年前から話し合いを始めたのだという趣旨の答弁が市議会等々であったわけですが、するとお聞きしますけれども、この協定書の中でその施設とは何だというふうに規定してあるわけですか、全施設ではないですね。2つの施設を具体的に規定していますね、この協定では。何と何の施設だったのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 協定書の第2条では清掃センターということで定義しているわけですが、一般廃棄物処理施設、括弧してごみ焼却施設とし尿処理施設、このように規定をしているところであります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） それで、同日付で締結をしたこの覚書では、その2つの施設のうちの一般廃棄物処理施設、焼却場ですね、この部分についてはつくらないという規定になっているわけですね。そうすると、協定と覚書というのは一対のものだから、確かに協定上は2つの施設を指定して、特定して述べていると。しかし、そのうちの1つについてはつくらないという具体的な規定をしているわけですね。である以上は、地元から、ぜひこういう施設をつくりたいから協議にのってくれないかということでもない限り、当局のほうからこの施設を、また同じ狐禅寺地区に覚書に反して、あるいは協定に反してつくるといふ、そのことは話としてはできるかもしれないけれども、どうですか、いやだと言われたら、それ以上やってはならないのではないですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今のところは非常に重要な部分でございますので、申し上げておきたいと思えますけれども、私どものほうは、協定とか覚書に反して何かをやるというつもりは全くございません。その協定、覚書に書いてある内容は重々理解した上で、それをしっかり受けとめた上で、経緯も含めて。そして、こういう規定があるけれども地域振興のために、この地域の振興のために新しい施設として、つくらなければだめな時期に来ている、それにあわせて、地域振興とあわせて一緒にやっていく方法を考えませんかということを提案しているわけでございます。その結果、わかった、一緒になって考えようと言っただけなのであれば、まさにこの協定書を乗り越えたところでの議論になっていくと、私はそういうふうに思っております、目指しているところはそこでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私も今の管理者の発言の中で大切な発言があったと思います。要するに、住民の意思として、住民の意思として、協定書はこういう規定になっているけれども、住民の人たちが受け入れると、これと反する内容ではあるけれども、それを受け入れますという新たな意思表示、これがあれば、それに制約されるものではないでしょうという発言と聞きたいのです。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今、こちらがいろいろ提案をしてきた経緯の中で、こちらからの提案を受けてこの協議会の皆さんが、管理者の言うことはわかったと、その管理者の言う地域振興につながる部分での議論に入っていきますよという意思表示が私があれば、次のステージに進めるというふうに思っております、今の段階はまだ次のステージというところまでいっていないわけでございます。正式に改正手続を進めましょうとか、そういう段階ではございませんので、その前段階の段階での話でございますけれども、住民の方々、協議会の皆様から、こちらからの提案内容に基づいて地域振興策を一緒に考えましょうという意思表示、これは私は必要だと思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 2つ確認したいのです。一つは、今、協定上、あるいは覚書上からいくと、相手は第一義的には協議会だということについては私も異議はありません。そのことはそのとおりです、行政的には。ただ、その協議会が住民の意思を体しているということが前提になるわけですね。この前の議会でもこの部分については共通認識に立てたわけですが、この対策協議会なるものが課題があると。

例えば、毎年、規約上は総会を開くことになっているのだけれども、ついに去年は開かないでしまったのですね。ことしの春、まためぐってきたわけですが、規約上の総会の時期が。今回は役員改選というものがあるから、今回も飛ばすわけにはいかないだろうと思うのですけれども、あくまでも協議会、地元の意思、住民の意思を体しているという前提になるのは、実態的には総会で委任行為がされなければならないと思うのですね、最低でも。その委任行為がされていない役員の方々が、形式的には対策協議会の役員のようにだけでも、実態としては委任を受けていないという事態は好ましくないと私は思うのですね。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 確かに、今議員がおっしゃったように、現在の実態というのですか、それを見ますと、これが本来の姿なのかどうかということについては、いろいろ議論がなされて当然だと思います。

しかし、そういう状況になっている状況が、何を背景として、どのような背景があって今のようになっているのかということを考えてみたときに、私は一概に、今、議員がおっしゃったように、住民の意を体していないとか、そういうところまでいきなり話を持っていくことができるのかどうか、非常に難しいところがございますけれども、そこところは当局としては、当局が直接絡む部分ではございませんので、コメントというものはなかなか難しいなというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 先ほど来紹介している千厩地区の一つの行政区なり自治会の場合は、その自治会の合意というもののの中で調停への申し入れがされたとか、されないとかという議論があるのですね。最終的には、地域がもう真っ二つになるということが日々深刻になっていく中で、一つの判断をされた結果が取り下げだというふうに私は聞いているのですね、仄聞しているのです。

今回の狐禅寺地区の問題は、明確につくらないという協定なり覚書があった上で当局が提案をしたと、それに対して対策協議会は総会さえ開けない。議会として2月14日、10カ月かかったのですけれども、やっと対策協議会の役員の方々と懇談をしたけれども、口々に発言されるのは、そのほとんどが個人的な見解ですよ、個人的な見解、ほとんどが。対策協議会としての意思表

示がされないのですよ、いろいろ話されているけれども。だから、私は言葉を極めて言っていて恐縮なのだけれども、努力をいただいている方々に対しては恐縮なのだけれども、対策協議会というのは、地元の意思を体現している組織にあらざると言わざるを得ない。将来的にはわかりませんよ。私どもが直接こうやって10カ月かけて、千葉議長を先頭にして地元働きかけてやっと開いた。しかし、そこでのさまざまな発言のほとんどは、全部ではありません、ほとんどは個人的な見解、そういうふうに私自身は認識せざるを得なかったのです。そういうふうな実態にある中で、いや、対策協議会と話し合うというだけでいいのかということ。

もう一つ、注意していただきたいのは、くどいようですが、対有権者比で6割にやらんとする人たちが、明確に自分の住所、名前を書いたというその重みをどう考えるか。こここのところを、軽視はしないでしょうけれども、軽視はしていないと言うし、管理者も。軽視はしないと思うのだけれども、そのことをどれだけ深刻に考えるかだと思ふ。そここのところの判断を間違ってしまうと、先ほど来くどくど言っているような、紛争処理委員会だとか訴訟だとかということに入っていくのではないのかというふうに思えるのです。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいま議員がおっしゃったような軽視はしていないと思う、まさにそのとおりでございます、そういう部分も含めて、より広くさまざまな状況を踏まえた上で判断をしようとしている、それが現在の状況でございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 残り限られた時間ですので、もう一つ前に進みたいと思うのですけれども、現施設のプラントが故障したとき、どうするのかということについて、先ほどの答弁は、応援協定、相互応援協定その他については結んでいないと、ただし、大きな災害が起きた場合については、それは全県的な申し合わせがあるということですね。

一関清掃センターが通常の営業をしている中で故障してしまったという場合については、その時点で他の自治体等々に依頼することになると、こういう答弁でした。

私は、これも議会で何回か話をさせていただいたつたない経験、東磐環境の長者、羽根折沢にあるあの施設、私どもが直面したときは、可燃ごみは日量二十数トンでした。今、動いている一関清掃センターはその3倍ぐらい、70トンぐらいありますね。これを本当に処理できるのかということなのです。

大東清掃センターはマックス日量80トンとはなっているけれども、それはあくまでも能力の問題であって、そんなに処理できるわけではない。今だって四十数トン処理しているわけですからね。しかも、水がない、少ないという地域でもあると。焼却には必ず水が必要だと。水のことは何とか、タンクを設置して運んでもやれないことはない、あるいは住民の人たちに説明して、ご協力をいただいて、処理を増やすということについて合意をいただける可能性もあると思います、非常時の場合は。しかし、それとて、70トンの日量の中の3分の1ぐらい処理したら関の山だと思ふのです、これは。残りの40トン近いこの量をどこで処理してもらうかなのです。

その時点で考えますということでは、これだけ年数がたっている、処理能力の半分しか今処理できないという老朽化しているプラントを抱えている自治体としてはちょっと不安ですね。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 確かに稼働できなくなったときにどこに頼むのだという話かと思います。

議員からご紹介のとおり、大東清掃センターがああ当時、頼んだところは奥州・金ケ崎、それから当時の一関清掃センターであります。

今般、実は奥州・金ケ崎のほうから、大規模基幹改修をやるのでということで、一関地区広域組合でも受けてくれないかというような話がありました。うちだけですかということで聞きました。その際には、奥州のほうでは、北上の岩手中部、それから盛岡、釜石というふうに、そこを考えているということですので、我々も前回、お世話になった手前もありますので、今回もできるだけ協力したいという考えもありますし、また、我々が頼む場合は、やはり奥州・金ケ崎、岩手中部、あるいは盛岡、釜石というあたりはお願いする先になるのではないかと、そのように考えております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） そういう事態がないように願うし、現場の職員の人たち、あるいは委託を受けている人たちは、きちんとした仕事をしていただいているからプラントは動いているのだらうと思うし、引き続き努力をお願いしたいと思うのでありますけれども、やはりこの分野は理屈抜きでプラントの現状、そして、万が一の場合の対応、これについては本当に真剣に内部検討を重ねていく必要があると思います。何ともならなくなってから何とかしましょうではないというふうに思います、この部分は。

最後になりますけれども、これは平泉町長でもある副管理者のほうにお願いしたいのでありますけれども、今、先ほども紹介しましたけれども、岩手県政は被災者の幸福追求権を実現するのだということで真剣な取り組みを日々しています。こういう状況の中で、これだけ明確な協定がある中で、長年受け入れてきた地元の方々はずっとこういうふうな険悪な状態が続いているということについて、もし、差しつかえがなければ所見をお願いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 青木副管理者。

副管理者（青木幸保君） 大変、先日も会の皆様方が庁舎に訪れていただきまして、ただいまの現状等を要望等も含めていただいたところであります。そういった中では、大変、そのことがひしひしと自分にも伝わってきましたし、大変重く受けとめている状況であります。

私自身も当然、組合を一関と平泉で執り行っている以上、当然対岸の火事のようにしているわけにはありませんで、私が就任したのが平成26年8月ですから、平成27年の恐らく2月だったと思います。以後ずっと説明会であったり懇談会であったり出席させていただきまして。そして、管理者からも随時、さまざま説明会であったり協議の内容等を逐次報告も受けていますし、私の考え等もお話ししながら進めさせていただいているところであります。

今後も真摯に向き合ってやってまいりますので、なお一層のお力添えをお願いしたいというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問を終わります。

次に、小野寺道雄君の質問を許します。

小野寺道雄君の質問は、一問一答方式です。

12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） 一関市議会、緑清会の小野寺道雄でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告のとおり、狐禅寺地区への一般廃棄物処理施設建設問題について、一般質問いたします。

最初に申し上げます。

私がこの広域行政組合議会の一般質問内容を通告したのは2月28日でありました。

その後、一関市議会内では建設を求める決議を提出する話が持ち上がり、私はこの問題について一般質問を通告しておりましたことから、会派内の協議では、管理者の総合的な判断が出る前に決議を出すことの意義や、決議がどれだけ建設促進につながるかなど意見交換をしたところがあります。

また、決議の中で、調査中の建設候補地については、地区住民には賛否があり、住民合意が得られていない状況が続いていることが共通認識として表現しているところであり、私としては、このような状況の中で、特定の建設場所が示されてからでは逆に決議を出すことは難しくなると考えたところがあります。その上で、施設の建設は行政組合の事務であります。一関市としても大きな役割を持つ問題であり、早期の建設促進を求める決議を出すにはこのタイミングしかないだろうと判断し賛成したところがあります。

以上のことを申し述べ、質問に入ります。

この問題について、管理者が平成25年3月13日に狐禅寺地区生活環境対策協議会役員と仮設焼却炉の設置、新たな焼却施設の建設、狐禅寺地区のまちづくりをテーマとして懇談を始めてから4年が経過しております。この間、平成12年に策定された県南ブロックごみ処理広域化推進計画が見直され、平成25年に、それまでの1施設体制から2施設体制とする県南地区ごみ処理広域化基本構想が策定されていますが、その背景、経過等を含め、私が議員になる前のことについては十分理解していたとは言えませんが、狐禅寺地区の皆さんが納得され理解が得られる説明がなされ、老朽化している現施設の早期更新が図られることを期待してきたところがあります。

本来であれば、説明会や話し合いの回数を重ねるほど理解が深まり、信頼を得る方向に前進していくはずであります。現状は必ずしもそうっていないととらえています。私なりにこの問題を考え、前に進めるために整理しておきたい点からお伺いいたします。

最初にこの話を聞いたときは、新しい施設の建設場所は現在地、もしくは現在地周辺を想定しての提案であると思っておりました。その後、議会の一般質問や住民説明会等では終始、新しい施設の設置場所は未定であるとの説明でありました。

そこで、1点目は、本当に建設場所の候補地について想定しないまま狐禅寺地区としたのかどうかお伺いいたします。

2点目は、狐禅寺地区に想定した場所がなかったとすれば、狐禅寺地区以外にも選択肢はなかったのか、なかったとすれば、その理由についてもお伺いいたします。

3点目は、昨年3月の組合議会の施策推進の方針の中では、新施設は地域に貢献できる、地域の発展につながるエネルギーセンターとして、エネルギー回収型の一般廃棄物処理施設を資源・エネルギー循環型まちづくりの中心施設に位置づけ狐禅寺地区に提案したとしていますが、これまでの説明では、提案した時期は平成26年3月と聞いています。資源・エネルギー循環型のまちづくりの検討を始めたのは平成26年11月で、そのビジョンを策定したのは1年後の平成27年10月ではなかったのか、その辺の関係についてどのように理解したらよいかお伺いします。

4点目は、現在地建設を困難と判断した時期はいつなのか、その理由についてもお伺いします。

5点目は、建設場所は施設整備基本構想の策定を通じて適地を選定したいとしていたと思いますが、きょうまで基本構想は示されていませんが、その策定状況はどのようになっているかお伺いいたします。

6点目は、2月の市議会の一般質問の答弁で、地元から提案があった建設候補地の調査結果に

については、取りまとめの段階であると説明がありました。調査が終わったら適地かどうか判断し、狐禅寺地区及び周辺住民に改めて説明したいとしておりますが、その時期はいつごろなのかお伺いします。

7点目は、管理者はこの問題について年度内に結論を出すとしてきましたが、一方で狐禅寺地区については十分な理解を得られていないとしていますが、このような状況で責任ある総合的な判断のよりどころとするものは何かお伺いたします。

8点目は、先の市議会において、新たな施設の建設を狐禅寺地区に提案したよりどころとして、協定書の存在を挙げていましたが、要望のあった場所が適地と判断された場合、これまでの提案は事前の協議であるとして理解を求め、今後協議していくのかどうかお伺いします。

以上、壇上からの質問とします。ご清聴ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 小野寺道雄君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 小野寺道雄議員の質問にお答えいたします。

まず、新たな施設の建設候補地についてでございますが、一般廃棄物処理施設につきましては、県南地区ごみ処理広域化検討協議会において、平成25年11月に県南地区ごみ処理広域化基本構想が策定されたことを受けまして、平成26年3月に狐禅寺地区に建設させていただきたいというふうに提案をさせていただいたところでございます。この際、特定の場所は想定していないということをお説明しております。

私は、この役員の方々との懇談会の場での話でございますが、その覚書を重く受けとめた上で、地域産業振興や雇用の創出など地域振興型の観点、エネルギー資源循環型ということを含めて、今までとは全く視点の異なる新たな施設の建設について提案をさせていただきたいとしたところでございます。

具体的な進め方といたしましては、一関地方衛生組合と狐禅寺地区生活環境対策協議会が平成12年12月27日に狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定を締結しているわけございまして、狐禅寺地区生活環境対策協議会に対して、まずはその協議会の皆さんとの懇談の場で提案、説明するのが筋だろうという考えできたところでございます。

また、その提案につきましては、当初から新たな施設はエネルギー供給基地としての機能を合わせ持つものとして、余熱活用施設についての先進事例を紹介するなど、施設のイメージを説明させていただいてきたところでございまして、狐禅寺地区の皆様を対象とした住民説明会、あるいは懇談会、視察研修などを行って、ご理解をいただけるように努めてきたところであります。

なお、一関市においては、平成27年10月に資源・エネルギー循環型まちづくりビジョンを策定したところでございまして、その中で、資源・エネルギー循環のために必要な廃棄物処理施設の基本方針や、地域内で生み出されたエネルギーを活用した施設について位置づけをしているところでございまして、狐禅寺地区への提案と一関市全体の施策の方向性は整合がとれているものになっております。

現在の一関清掃センター敷地内での新たな施設建設につきましては、具体的な検討を行ったわけではございませんが、し尿処理施設、あるいはリサイクル施設も現在稼働している状況でございまして、一般廃棄物の処理と新たな施設の建設を同時に進めるには、敷地面積の確保が困難であるなどの課題があるものととらえているところであります。

次に、今後の進め方についてのお尋ねがございましたが、昨年6月に建設候補地の選定につい

て要望をいただいたことを受けまして、組合と市が要望のあった土地が建設候補地となり得るかどうかを調査をいたしまして、現在、その調査結果を踏まえて検討を行っているところであり、今月末までに判断する予定であります。

その後の日程についてのお尋ねもございましたが、建設候補地の選定について、要望された方々を初め、狐禅寺地区生活環境対策協議会、あるいは議員の皆様それぞれ判断の結果、その内容について報告をしていく必要があると考えております。

なお、総合的な判断の要素、総合的な判断とはどういう要素かというご質問でございました。先の一関市議会の一般質問でも答弁いたしました。管理者として住民への責任を負う立場で判断をするという意味でございます。

狐禅寺地区生活環境対策協議会に対する今後の協議のあり方につきましては、先に申し上げました、今月末の判断をした後にお示しすることとしたいと考えてございまして、現時点では判断の結論に至っておりませんので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、施設整備基本構想についてのお尋ねについては、事務局長から答弁させます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、私からは、施設整備基本構想についてお答えをいたします。

一般廃棄物処理施設整備基本構想は、発生する一般廃棄物の量や質の予測から施設の規模を想定して、当組合が導入する可能性の高い処理方式を抽出し、あわせて、利用可能な熱量と国内の施設実績を踏まえた上で、エネルギー利用の可能性を整理するとともに、余熱使用施設を検討し、これらに適する施設の立地条件や必要となる敷地面積について方針を定める内容としているものであります。よって、場所の選定は含んでおりません。

なお、基本構想策定につきましては、昨年8月に専門業者に委託しており、本年3月に完了をいたしております。今後、完了検査など内部での精査をした上で公表したいと考えているところであります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） それでは、順不同になりますが、再質問をさせていただきます。

まず、狐禅寺地区に提案したというところで、場所は、現在地は困難であるというふうな判断は、当初からされての提案であったのかどうか確認しておきたいと思っております。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 当初から場所は未定ということで、たまたま私が真滝7区の説明会に行ったときに真滝の方々から、現在地では建てかえできないのかというような質問をいただきました。そのときに私が、現在の敷地の中で、さまざま施設が稼働している状況の中で、その施設を取り壊して新しく建てるということにはならないと、なので、現施設はなかなか難しいなというふうな発言をさせていただいたところです。その発言は私の考えを述べたものでありまして、組合としての正式な発言ではございません。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） そうしますと、狐禅寺地区に新たな施設の建設をお願いしたということですが、地元から候補地の提供というか、そういった申し入れがなければ、いまだにまだ決まらないというふうな形になるのかなというふうに思っておりますが、そういったとらえ方よろしいですか。

議長（武田ユキ子君） 長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 地元から用地提供の要望という形でなければ決まらなかったのかということでございますけれども、それは過程としてどうだったのかといったところについては、あまり申し上げてもしょうがないのかもわかりませんが、ただ、いずれにしろ、狐禅寺地区を一関市の発展の中心として位置づけて地域振興を図りたいという提案をしたというところでございます、その提案にこたえる形でこういった要望をいただきましたので、そこについて適地かどうか調査をやっているというふうな流れでございます。もちろん、どこにするかといったところは、提案の当時では決めていなかったところでございますので、具体的にどこかというところはまだその時点ではわからなかったというところでございます。ただ、提案をしたことを受けて、地域の方々からこういった要望をいただいたという流れになっているというふうな状況でございます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 私なりにこの間の動きを見てみますと、覚書があるにもかかわらず狐禅寺地区に提案したというのは、当時、福島原発による放射能対策として汚染牧草等の処理が急がれており、狐禅寺地区以外の建設候補地を検討する時間的な余裕がなかったから、平成25年3月に提案をしたのかなというふうな思いをしているのですが、それは間違いですか。

議長（武田ユキ子君） 長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 狐禅寺地区への提案というものは、新しい施設として、エネルギーセンターというふうな形で、地域の振興になるような形で建設するということについて提案をさせていただいたものでございまして、それについて狐禅寺の振興を図りたいというふうな思いから提案をしているというものでございます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） いずれ、平成25年3月に懇談に入った当時の事情ですね、先ほど申し上げましたように、福島原発の事故によるそういった対策が急がれていて、他の候補地というか、狐禅寺以外の、現在地以外の、現在地及び周辺地区以外の候補地を検討する時間的な余裕がなかったからという解釈であれば、その辺の事情を付度すれば、この問題について最初に狐禅寺地区に提案したというのは理解できるのですが、その辺は、先ほどの答弁と同じ答えになるかと思えますけれども、それは、懇談会のテーマは、最初にあるのは仮説焼却炉の設置でしたよね。ですから、その次にあるのは新たな焼却施設の建設、その次、3番目に狐禅寺地区のまちづくりという、3つの懇談のテーマがある中で真っ先に挙がっているのは仮設焼却炉の設置ではなかったのかと。その辺の事情についてももう一度説明をお願いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） さまざまな考え方がありますがけれども、私が承知しているさまざまな協議、資料を見ますと、そういうことではなくて、やはり県南地区ごみ処理広域化基本計画が平成25年11月に策定されて、県南地区で2施設となったと、そういったことを受けて、やはりまず協定書もあるわけですから、狐禅寺地区のほうにまずは話してみるという、そういう経過だというふうに理解しております。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） その辺のところがちんとしないと、なかなか、この間、時間がかかってきたというのは、その入口の部分のやはり市の説明が、ちょっと問題をすりかえているというか、本来であれば当時、汚染牧草、稲わらとかシイタケの原木のほだ木ですか、汚染されたほだ木の処分が緊急の課題であったということで、一日も早くこの問題を解決しなければならない行政の

責任ある立場として、現有施設の複合的な活用を含め最初に狐禅寺地区に提案されたのではないかというふうに思いますが、そうではないのですか。もう一度確認します。

議長（武田ユキ子君） 長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 答弁は繰り返しになりますけれども、確かにおっしゃるとおり、当時、放射性物質に汚染された廃棄物の処理というのが問題になっておりましたし、その当時、提案をしたときには、仮設焼却施設というものも含めて提案を申し上げたところでございます。

そういった中で、狐禅寺地区、なぜ狐禅寺地区なのかといったことにつきましては、新たな施設を建設することによって地域の活性化につながるような形にしたい、一関市発展の中心となるような形でつなげていきたいというふうな思いの中で提案をしたといったところでございます。

（傍聴人の不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） 傍聴人に申し上げます。

静粛に願います。

12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） いずれ、これだけの時間をかけても理解が得られていないという状況が続いているということは、放射能の問題の学習会の開催やまちづくりビジョンの作成などの努力は認めているところでございますが、なぜ狐禅寺地区にお願いしなければならなかったかという点がきちんと説明できていないというふうに私は思っているのです。

ですから、先ほど言ったように、私は、当時はやはり放射能の汚染物質の処分が緊急事態で、早急に処理しなければならなかったと。ですから、新たな候補地を探す時間的いとまがなく、狐禅寺地区にお願いしたのだというふうな解釈であれば、覚書があるにもかかわらず狐禅寺地区に提案したというのは、市民感覚では理解できると感じているところですが、その辺のところについてどうなのかというところが、いまい不明だというふうに思っております。

この点については、これ以上質問しても回答は同じだというふうに思いますので、次の質問に入ります。

この間、肝心なところは、覚書の一方の当事者である生活環境対策協議会役員にゆだねて負担をかけすぎているように見えますが、どのように認識されているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 狐禅寺地区生活環境対策協議会の役員に負担をかけすぎているというふうなことでございましたけれども、いずれにしましても、狐禅寺地区生活環境対策協議会と協定を結んで、清掃センターの関係については協議を行う組織というふうな形になっておりますので、そちらの役員の皆様に対して提案の内容についてご説明をさせていただきながら、懇談会という形で意見交換を行ってきたところでございます。

負担をかけているかについては、いろいろな評価があるかと思えますけれども、我々としては当然、地域の協議会という組織がありますので、そちらとの話し合いをとっているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） いずれ、建設候補地の提供者も、市議会の決議でも仮設焼却炉は外すように求めています、仮設焼却炉を外すということについてはどのように考えておりますか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 当初、狐禅寺地区に懇談会の場で提案を申し上げました際には、新しい施設と、

それから最終処分場と仮設焼却施設、この3つの提案をさせていただいたわけですが、先ほど議員のほうからご質問にもありましたとおり、仮設をつくらざるを得ないので、そういう部分での優先順位というのですか、そういうのがあったのではないかとということでございますけれども、優先順位云々ではなくて、新しい施設も急がなければならない状況にあった、そういう中で東日本大震災ということがあって、一関は多くの放射性物質による汚染、農畜産物を抱えてしまったという事実ということがございます。その提案の仕方が、いろいろやはり受ける側とすれば複雑になってしまったかなという感があります。

したがって、そのところを少し整理する必要があるだろうということで、当面、新しい施設の建設についてまず先に話を進めさせてもらえないだろうかということで、仮設焼却施設については、これは国が行う事業でございます。それを行うには国と、それから岩手県と相談してやっていかなければなりません。したがって、国、県との協議も含めて、今後、協議を進めていく必要がございますので、3つ合わせて提案した中からそれは切り離しましょうということで、現在そちらはストップさせている状況でございます。

先日、一関市議会のほうで決議をいただいたわけですが、その決議の内容も含めて、今後、調査結果を総合的に見て判断する際にも、それらも踏まえての判断としていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） 新たな施設を狐禅寺地区にお願いするとすれば、現在提案している、いわゆる3点セットを一たん振り出しに戻して、仕切り直しというか、そういった手続が必要であるというふうに考えますが、その点はどのように考えていますか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 一たん振り出しに戻すかどうかということは、そのもっていき方だとは思いますが、私は、今まで提案してきた中からこの部分については切り離して、今現在はもうストップ状態、別途どういうふうにするかについて国、県と協議をしていきますということでございます。

それから、最終処分場についてもいろいろ議論がございました。それについても、今後、やはり焼却する量が減少していきます。そういう中で、埋立てする焼却灰の量も当然減ります。しかも、その焼却灰については、セメント原料として再利用される可能性が極めて、量的なものが多くなっていきます。そういうことから考えると、最終処分場の規模感というのも、かなり今までとは違った視点で考えていかなければならないだろうということで、最終処分場についてもやはり全体的な規模の問題も含めて再検討する必要があるのではないかとというふうに考えておりました。これについても、優先順位はやはり新しい施設についてを最優先で進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） いずれ、先ほど、3点セットから外すような形での、仕切り直しという形ではなくて、そういった提案で今後話をしていきたいというふうな答弁があったわけですが、先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、この間、狐禅寺地区の住民の半数を超える方々が反対署名しております。さらに、有権者、そして現在の施設のある、そして候補地になっている5区、6区に限定すると、かなりの高い率になっているのではないかとというふうに思います。

聞くところによると、区内では住民間にあつれきが生じていると言われております。このままでは、どのような総合的な判断になるにしても、地域のコミュニティーが崩れるだけではなく、次の世代に深い禍根が残ることが想定されます。地区の将来、この地で暮らす住民にしこりが残らないような形にすべきというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えですか。

(傍聴人の不規則発言あり)

議長(武田ユキ子君) 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

勝部管理者。

管理者(勝部修君) 私の今般のこの新しい施設を提案しているその根っこにあるものは、20年先、30年先になって、振り返ってみて、あのとき、つくっていてよかったなと思われるような、将来に向かって地域の財産となるような、そういう施設をつくっていきたいという思いでございます。今の技術的な観点から見ても、十分そういうものはつくっていきける、そういうことによって地域の振興にもそれが結びついていくというところを目指しているわけございまして、こここのところは今後もしっかりとご理解いただけるような説明を重ねて、何とかここはご理解をいただきたいというふうに願っているところでございます。

議長(武田ユキ子君) 12番、小野寺道雄君。

12番(小野寺道雄君) いずれ、これからもご理解をいただく努力をされていくということですが、いずれ、話し合いできる環境、テーブルをつくるためには、行政としての努力、汗をかく必要があると思いますが、その点についてはどういうふうに現在考えているのかお伺いいたします。

(傍聴人の不規則発言あり)

議長(武田ユキ子君) 傍聴人に申し上げます。何度も申し上げますが、静粛に願います。

勝部管理者。

管理者(勝部修君) 今後の説明に努力をしていくということにつきましては、当面は、現在その調査結果の取りまとめに入っておりますので、その調査結果の報告、これをやはりしかるべき関係するところ、すなわち対策協議会、それから広域行政組合議会、一関市議会、そしてその他、これまでの周辺地域の関係者等々、関係するところには、しっかりとその判断の内容を説明していく必要があると思います。その説明の過程で、しっかりとこちらの考えていること、将来的な構想、そういうものを説明していきたいというふうに思っております。現時点においては、やはりそこからスタートしないとだめだなというふうに思っております。

議長(武田ユキ子君) 12番、小野寺道雄君。

12番(小野寺道雄君) ごみ処理広域化基本構想では、新たに整備する施設の設置場所の選定については、想定される当該候補地周辺の将来計画を踏まえて検討の上、地域住民の理解を得て決定するものとされております。

候補地を選定する際、候補地を決定する際は、先に地域振興策、将来計画の案を示して、話し合いの中で地元の要望を取り入れていく、手順を踏んでいくことが求められると思いますが、総合的に判断するに当たって、こここのところをどのように整理して判断されるのか、こここのところについて、うまく整理していかないと話し合いもうまくいかないのではないかとというふうに思いますが、この点についてどう整理して判断しようとしているのかお伺いします。

議長(武田ユキ子君) 勝部管理者。

管理者(勝部修君) 先ほど答弁申し上げた内容と重複すると思いますが、やはり地域の皆様

方のご理解なしに一方向的に進めるわけにはいかないというふうに思っておりますので、そのところはしっかりと基本に据えて取り組んでまいりたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） 再度確認しますが、いずれ地域振興策なり将来計画の案を示して話し合いに入るのかどうかというところをもう一度確認したいと思います。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 地域振興策の案を示すというのがどの程度のものになるかという問題でございますけれども、新しい施設とその関連する余熱活用施設等、どういう関連施設を地域で希望するかということにもよりますけれども、例えば余熱活用施設というものを考えていくとすれば、それがうまく地域の振興に結びつくような形で、詳細の具体的な計画をつくっていくということになると思います。

いずれ、最初から型にはまった地域振興策というものを提示するというのではなくて、まちづくりそのものでございますので、地域の皆様方と一緒に、どういう施設が望ましいのか、それが地域にとってどの程度の貢献度を果たすのか、そのあたりを、十分軸足をそちらのほうに置いて、地域の皆様方と考えていきたいというのが今考えていることでございます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） いずれ、地域の振興策について、地元の方々と一緒に話し合いをして計画を立てていくというふうなお話でございますが、おのずと財政的な制約があるはずであります、どの程度の金額を見込んでいるのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） これについては住民説明会で示しております、焼却施設、あるいは余熱活用施設、あるいは道路整備というふうな、総額で120億円から130億円程度というふうな説明をしておりますけれども、現時点でそれより踏み込んだ内容の検討には至っていない、できないというか、そういうところであります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） 140億円から160億円というふうな金額が提示されているわけですが、それでは、組合としてそのうち、どれだけの事業費を見込んでいるのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） これから、例えばエネルギー回収型一般廃棄物処理施設、これは当然、組合の所掌事務でありますから、この分は組合で予算化する、しかし、その財源というのは構成市町、それから国の交付金に頼らざるを得ないということでもあります。

それから、余熱活用施設等の附帯施設、附帯施設と申しますか、関連施設については、組合で建てるのか、あるいは構成市町で建てるのかといった問題もあります。それらによって違ってくるかと思えます。現時点で組合で余熱活用施設を持つとか、そういった方向性は決まっておりません。

あとは最終処分場については、これは当然組合で予算化していくものと思えますけれども、これについても、その財源は構成市町、あるいは国の交付金というふうになります。ただ、それぞれの敷地に至る道路整備については、そこが市道であれば市にお願いする、県道であれば県にお願いすると、そういうふうな形になるかと思えます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 当然、組合として整備する、今言った一般廃棄物処理施設の建設費、それから最終処分場、土地の購入費等が、それから造成費等含めて想定されるわけですが、それは組合としてその金額を、財源ではなく金額をどの程度見込んでいるのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 先ほど120億円から130億円と申しあげましたけれども、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設で現在の想定金額としては85億円から90億円であります。余熱活用施設、環境学習施設については10億円から12億円、それから例えばですけども、グラウンドゴルフ場とか子供広場など緑地、いわゆるそういったところは2億円から3億円、最終処分場については20億円から30億円、それから道路整備などについては、これは場所によって変わってくる可能性がありますけれども、今のところは23億円から25億円、総額で140億円から160億円程度と想定しているというところであります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 具体的な金額が示されたわけですが、それでは、地元と今後、地域振興策として地元と協議していく分の金額はどれくらい、今の数字からはじくとどれくらいの金額になるのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） まだ管理者の判断が出ていない中ですので、そこらあたりは詰めていないというところでありまして。金額を具体的に申し述べる段階ではない、そういうふうを考えております。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 今、具体的に数字を上げましたよね、余熱活用施設、環境学習施設、グラウンドゴルフ場とか、そういった金額が地元振興策につながる部分ではないのですか。その部分はいくらぐらいになるのですかという質問でございますので、よろしくお願ひします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 住民説明会でも、地域振興にかかる部分ということで想定している金額ということになりますと、余熱活用施設からそういうグラウンドゴルフ場とか緑地等になりますので、10億円から15億円程度と、そのように考えております。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 次に、現在策定中の整備基本構想についてですけども、通常の場合は、建設時期なりごみ処理方式、建設予定地はまだ未定だということですが、事業費は施設整備の基本的事項の中に当然入ってくるというふうに思いますが、その辺は基本構想の中ではどのような項目について盛り込む予定になっているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 費用という点のお話でしたが、基本構想そのものについては、予算のときにも承認いただいたわけですが、最終処分場、それからエネルギー回収型の一般廃棄物処理施設、それからここにはまだ検討段階ですけども、リサイクル施設についてどのような扱いをするかというふうな、大きく言うとこの3点についての考え方を詰めているところでございます。

費用についてでございますが、例えばエネルギー回収型一般廃棄物処理施設に関して言えば、この処理方式でいくとか、そこまでのものの構想ではございません。例えば、ここであればこの

ような方式が複数考えられるのだけれども、こういったものが合うかなというふうなことが何点かに絞られてくるかなと思います。そういった中で、概算というふうな形での費用の出し方が出てまいるかなというふうに思っておりますので、かなりこれは大まかな数字というふうなとらえ方をしております。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） 数字的なものについてはまだ決まっていないということでございますけれども、整備基本構想の項目として主な項目はどういう項目になるのかお伺いいたします。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） ただいま触れた点もございましたけれども、一つはエネルギー回収型のものに関して言えば、処理方式、そういったものについて多々いろいろあるわけですが、その中でこういったものが考えられるのではないかというふうな何点かの絞り込みといたしますか、そういったものの例示の仕方、それから余熱活用というふうなことも当然出てまいりますので、それに対する処理方式ごとの有効性といいますか、そういったものについての表示の仕方、それから、これは最終処分場に絡んでまいります、処理方式によって出てくる発生の量が違ってくる、焼却灰であったり、あるいはスラグであったりというふうなことがあります。こういったものについての量の勘案といたしますか、大体ほかに比べてこのぐらいになりますよと、ほかの方式に比べてこのようになりますよというふうなものについて、それぞれ項目ごとに出しまして、次の段階の判断の資料にしようというふうな内容になっております。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） それでは、最後の質問をいたしますが、県南地区ごみ処理広域化基本構想では、整備スケジュールとして、新たに整備する施設の処理方式、処理能力等については、実施運営主体において検討するものとし、整備基本計画策定時までには決定するとしていますが、その決定の時期はいつごろを予定しているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） これは、大変、今重要な時期でございますけれども、一つはやはり立地場所というふうなものが定まらない限りは、なかなか基本計画というふうなものに移る段階にはないのかなというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） ありがとうございます。

以上で終わります。

議長（武田ユキ子君） 小野寺道雄君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。

午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時10分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は、一問一答方式です。

2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみです。

通告に従って質問を行います。

初めに、新焼却施設の建設計画についてお聞きします。

狐禅寺地区住民の理解を得るために3年の月日を費やしていますが、いまだ地区住民の合意は得られていないというのが実態です。

勝部管理者並びに広域行政組合が新しい焼却施設等を三度、狐禅寺地区に建設することを初めて地元に対し提案したのは平成26年3月8日、狐禅寺地区生活環境対策協議会への説明でした。新聞報道などで多くの住民の知るところとなりましたが、平成12年に取り交わした、ごみ焼却施設は狐禅寺地区につくらないという覚書を信じていた多くの地区住民にとっては、寝耳に水の提案でした。

後になって、住民説明会の1年前から一部の対策協議会役員と地元議員が水面下で同意していたことが表面化し、反対運動が展開されました。去年は、2巡目となる住民説明会を開催しました。平成28年5月、2年ぶりの住民説明会でしたが、反対の声は一向に収まることはありませんでした。

すると、その後すぐ、同年6月に一部の地区住民から土地提供の請願が上がりました。請願は地区住民にも対策協議会にも何の相談もなく、突然の提出だったことから、これまで態度を明らかにしないできた住民の方もこれには大変憤り、反対運動はさらに広がりました。

また、適地調査が行われた新焼却施設と一緒に最終処分場についても調査費が予算化され、進められることとなっていました。委託契約がされていたにもかかわらず、現在、調査は中断していると聞いています。

地元住民からその土地周辺について疑義の声が上がっているようですが、その対応として調査を中止したということは、土地との関係でますます行政に対して不信感を募らせている状況となっています。行政への信頼が損なわれている現状では、新しい焼却施設建設は前に進みません。信頼を取り戻すために広域行政組合の運営は、候補地選定の決定に欠かせない住民自治を基本とし、狐禅寺地区に固執した提案は白紙に戻して、建設計画を構成市町住民全体の取り組みとして進めていくべきではないでしょうか。どのように考えているのかお聞きいたします。

次に、新しい総合事業についてお聞きします。

要支援1、2と認定された方の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、平成29年4月までに新しい総合事業という自治体事業へ移行しなければなりません。

当組合でも、4月の実施に向けて説明会が始まっていますが、報酬や基準が切り下げられたサービスや地域のボランティアなどがサービスを提供することから、出席した民生委員や区長さん方から、本当に必要なサービスが提供されるのか、何かあったらだれが責任をとるかなど、不安の声が寄せられています。

既に移行している自治体では、専門職の対応だったサービスが、研修を受けた市民による安価なサービスに変わったため、単なる家事代行になり、利用者の生活意欲の喚起や認知症などの早期発見ができないなどの問題が起きているそうです。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、現行相当のサービスか、基準が緩和されるサービスAへの移行かの選択は強制的にせず、事業者の意向を尊重するよう求めます。現行相当のサービスは報酬等の基準が安定していることから、事業者も利用者も安心してサービスが受けられることから、現行相当サービスの継続を事業者が自由に選択できるよう進めていくべきだと思いますが、どのように考えているの

かお聞きします。

2点目は、新しい総合事業の内容等について、事業所及び市民への説明を丁寧に行うよう求めます。介護現場や住民から、この新しい総合事業についてどうなっているのか、本当に4月から実施できるのか不安の声が寄せられています。

市議会予算審査分科会で住民説明会の状況を確認したところ、一関地域で4カ所、その他の地域で7カ所ということです。一関市内でまだ合計11カ所という状況です。説明会の取り組みが遅れているように思われますが、どうなっているのかお聞きします。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、新しい施設などの建設計画についてでございますが、平成26年3月以降、新たな施設建設に関する提案について、狐禅寺地区の住民の皆様にご理解をいただけるよう、住民説明会や各種講演会、あるいは先進事例の視察研修などの開催のほか、動画による説明などを行ってまいりましたが、現時点において十分な理解は得られていないという状況にあることは事実でございます。

これまでの説明会において、新施設建設への理解を示すご意見もいただく一方で、覚書の存在などを理由として建設反対のご意見もいただいているところでございますが、覚書の内容を重く受けとめた上で、新たな施設の整備が狐禅寺地区の産業振興、雇用創出など、地域の活性化につながり、一関のまちづくりの中心となり得るとの強い思いから、新施設の建設について提案をさせていただいているところでございます。

こうした中で、昨年6月に建設候補地の選定についてのご要望をいただいたことから、その土地が候補地となり得るかどうかの調査を行ったところでございます。

現在、調査結果も含めて検討を行っている段階でございまして、今月末までに判断することとしておりますことから、先月の一関市議会でも答弁いたしましたとおり、こうした状況にある中で、現時点においてほかの候補地を選定するということはありません。

次に、新しい総合事業についてでございますが、新しい総合事業は、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援をすることなどを目的に、地域の実情に応じた生活支援などのさまざまなサービスの提供を行うために、これまでの介護予防給付と介護予防事業を合わせた介護予防・生活支援サービス事業、それから新たに65歳以上のすべての高齢者を対象とした一般介護予防事業、これを実施するものでございます。

サービスAというものについては、これまで全国一律のサービスであった介護予防訪問介護、いわゆるホームヘルプサービス、それから介護予防通所介護、それからデイサービス、これを地域の実情に応じたボランティアなどの住民主体によるサービスに移行するものでございます。

事業内容といたしましては、要支援1または2の介護状態が比較的軽度な高齢者のニーズにこたえるために、介護サービス事業者が行う従来どおりのサービスである現行相当サービス、それから介護サービス事業所などの生活相談員などの設置が不要で、ボランティアの従事を可能とするなど、人員基準等を緩和して行う基準緩和サービスA、これを実施するものでございます。

これらのサービスのうち、現行相当サービスと基準緩和サービスAについては、当組合が実施主体となり行うものでございまして、現行相当サービスから基準緩和サービスAへの移行に伴い、

介護サービス事業所の代表者との意見交換会を開催したところでございます。

加算の適用を受けることができることを説明したところ、参加者からは、現行の報酬額の基準の単位を大幅に下回らないのであれば運営ができそうだと感想もいただいたところでございます。

移行時期については、引き続き介護サービス事業所の代表者などとの意見交換会を開催するとともに、今後実施する予定の介護サービス事業所等への意向調査の結果などを踏まえまして検討してまいりたいと思います。

なお、新しい総合事業の周知につきましては、事務局長から答弁させます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 私からは、新しい総合事業の事業者、そして、住民への周知についてお答えをいたします。

平成28年度において、介護サービス事業者等との意見交換会や説明会を行っているところでありまして、介護サービス事業者の代表者との意見交換会を昨年9月から本年1月まで計4回、介護サービス事業者や介護支援専門員等との説明会を昨年11月から本年1月まで計5回開催をし、事業内容について説明を行ったところであります。

また、地域の皆様への事業内容の周知につきましては、構成市町にあつては、民生委員を対象として2月から3月にかけて一関市27会場、平泉町1会場で開催した民生児童委員協議会定例会、それから一関市内の地域協働体などを対象として、3月に4会場で開催した新しい総合事業の説明会、それから平泉町の行政区長を対象として、3月に開催した新しい総合事業の説明会において説明を行ったところであります。

当組合においては、65歳以上の第1号被保険者に該当する直前の64歳の方々のほか、行政区長及び民生委員を対象として、1月から2月にかけて、組管内12カ所で開催した介護保険制度説明会において説明を行ったところであります。

新しい総合事業については、制度が大きく変わりますことから、短期間で事業者及び住民の皆様からご理解をいただくことはなかなか難しいものと考えておりますので、引き続き構成市町と連携をし、介護サービス事業者や地域協働体、自治会、あるいは行政区長会などに対して、DVDなどの映像を活用しながら、わかりやすい説明を行い、理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。

なお、民生委員、あるいは行政区長、あるいは地域協働体への説明の時期については、1月にそれぞれの団体の代表者と打ち合わせを行いまして進めているものであります。

若干遅れているというようなご指摘があったようですけれども、そのような事情もありながら、なお、なるべく説明会を開催してもらいたいということでお願いして進めているところであります。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

それでは、まず初めに、焼却場の問題について質問をいたします。

今、当局提案を狐禅寺地区に提案しているということで、この間、3年間経過しているわけです。狐禅寺地区建設が今日まで暗礁に乗り上げている原因についてはどのような分析をしているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 暗礁に乗り上げているという表現が果たして適切かどうかは、今ここではコメントは控えますが、いずれ、十分な理解を得られていないという認識でございます。さまざまな要素があると思います。それをやはり一方的な、一方のほうの主張だけでなく、より幅広くとらえて今後判断していきたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） なかなか判断できないという状況が続いているのですね。

これまで私たち共産党市議団は、候補地決定した県内や先進地の経験を示してきました。そこでまず重視されているのが、住民合意を図りながら進めているということです。こうした当たり前のことが当組合でなぜできてこなかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部市長君） 今、議員のほうからは、なかなか判断ができないでいるという発言があったわけですが、判断ができないでいるのではないのです。総合的にこれから判断したいと言っているのです。前提が違いますので。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 住民に理解してもらうための説明会や講演会、そして適地調査の説明会、そのたびに大きな建設反対の声が上がっているわけですね。この取り組みの結果を、それではどのように反映していこうというのかお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今まででもいろいろところで答弁させていただいてきておりますけれども、こちらから提案した内容を少しでも理解いただくために丁寧に説明をしてきたつもりでございますし、その都度、丁寧に説明をして、そして、わかりやすい説明に心がけ、その結果、紙ベースだけでは不十分だということのご指摘もいただきましたので、動画等の作成もしたり、さまざま工夫をしながら、より理解を深めていただけるための努力はしてきたつもりでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） お伺いしていますと、この3年間、管理者の思い、提案をまず一方的に理解するまで丁寧に説明するというふうに聞き取れるのですが、反対している方々の意見はどういうふうに管理者のほうで受けとめて、この計画に反映しようとしているのかをお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 反対なさっている方々のご意見というのも、その都度、その都度しっかりと受けとめさせていただいております。それについてどうこうということは、私のほうから申し上げるつもりはございません。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 管理者は、私の市議会での一般質問において、前管理者と地元対策協議会が結んだ協定書の第7条にある施設の新設、改造、増設などの変更をしようとするときは協議するのだと、その文言を引用して、だから、今、狐禅寺に説明しているという答弁をしております。そういうことは、これは、覚書は重く受けとめてこなかったということになると思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ニュアンスがちょっと違うのですけれども、協定の7条の規定があるから狐禅寺にということではなくて、そもそものスタートは、確かに規定のあることは事前に頭に入っておりましたけれども、最初からそれを持ち出したわけではございません。あくまでも、協議会の皆さんとの、役員の皆さんとの懇談会の中で、一つの、現在このようなことを考えているのだという、協定の規定からいけば、その協定の規定に基づいて協議をする前の段階というふうに受けとめていただければよろしいと思うのですが、そういう形での提案をさせていただいてきているわけでございます。ですから、そこである程度ご理解をいただいた状況ができあがれば、規定の定めるところによってその手続を進めていくということになると思います。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 協定書の引用したことについて受けとめが違うというようなお話ですが、覚書は重く受けとめていると今回の議会の中でもお話しているのですが、重く受けとめるとは管理者にとってどういうことなのか改めてお尋ねします。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 本当に何度も何度もそのことについてはお話をしておりますけれども、狐禅寺地区の今まで置かれてきた状況、そういう中から、狐禅寺地区の皆様方の思いも、さまざまな思いがある中で、そういう中であの覚書の条項というのが、文章というのが出てきたのであろうというふうに思っております。ですから、これまでの経緯、そういうものも含めて、あの覚書というものは読み込んでいかないとだめだなというのが私の認識でございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 確かに、そういった経緯を受けとめていただきたいと思います。

一般的には、重く受けとめると発言するときは、自分としても慎重に判断して、賛同する方向で心を決めていくときにこうした表現を使うのだと思うのですね。

以前に、重く受けとめているが守るということではないということを議場で答弁したことがあります。これには議員も傍聴者も驚いたのですが、まるで正反対のことを表現しています。覚書を守ってほしいと、建設には反対だとしている方々は、不誠実だと、そういう態度だということをおっしゃっているのですけれども、その点についてはいかがお考えですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 重く受けとめているということと守るということについての今、発言でございました。これについても、もう何度も私の考えを述べさせていただいているところでございますけれども、その覚書の存在というものを認めながらも、新しい地域振興につながる提案と一緒にやっていきませんかという、そういう提案でございますので、覚書を重く受けとめて、それを守っていくということになれば、あの覚書の文言というのはつくらないという、そこで衝突するわけです。ですから、そこを、私が言っている、乗り越えてというのはそういう意味でございます。

（傍聴人の不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） 傍聴者に申し上げます。静粛に願います。

2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今、管理者は、覚書を乗り越えてもらわないと、そこで衝突してしまうとお話ししましたが、地区住民にとっては乗り越えられては困る問題なのですね。

新しい提案と言っていますが、覚書を守れという住民は本当に必死になっています。これ以上、

狐禅寺地区に固執する提案を押し通すようであれば、住民にあつれきがもう生じており、分断した原因、その原因には、このような当局の押しつけ、行政のやり方にあるのだと言われていることも聞こえていますが、こういう状況について、今どうお考えでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 一方的な当局のほうからの押しつけというふうな表現もされましたが、これまでの地域の中に入っただけの、各地域ごとの説明会をさせていただいた際にも、確かに提案に対しての反対のご意見もたくさんいただきました。ただ、それだけではないのです。前に進めてほしいという意見もまたたくさんあった。ですから、今議員はその一方のほうだけをとって発言したわけですが、私には、やはりその両方のご意見というものをしっかりと受けとめなければならぬという、そういう思いでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今の両方の意見を受けとめているとお話しされましたが、当初、先ほどの同僚議員の中で、当初は狐禅寺地区にはそういった要望があったわけではなくて、とにかく当局提案を今、提案しているのだということです。賛成意見が出たのも、やはり最初はなかったのですね。反対意見だけだったのです。そういった現状から考えますと、狐禅寺地区の現状、やはり一方的に進められているという思いはぬぐいきれないと思います。

やはりこの3年間、管理者が丁寧に時間をかけて説明してきたのも、こうした当初から覚書を守ってほしいと、狐禅寺地区にはもう焼却場はつくらないでほしいという思いの方々にも理解をさせていただきたくてこの3年間費やしていると思うのですね。にもかかわらず、この間の答弁は賛成者もいるのだというところに比重が置かれていると思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） なぜ私の答弁が賛成者のほうに比重が置かれているという、何でそういう根拠、どこに根拠があるのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） それでは、協定書と覚書の関係についてお伺いしたいと思います。

契約書や協定書に覚書がある場合、その関係についてどう理解すればいいのかということ調べてみました。

契約書や協定書に覚書があるという場合は、それは後日の証拠のために覚書というのは作成されるものだということが書かれていました。覚書は協定書成立後、条文の一部に解釈上の疑問が生じた場合など、疑問点を明確にする目的として利用するとありました。まさしく、今回、このようなどきのために、狐禅寺地区に焼却場はつくらないと明確にするために覚書があります。

管理者は協定書と覚書の使い方、解釈を間違っているのだと思いますが、この点についてはいかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 協定書と覚書の扱いについて私が間違っているというのはどの部分ですか。教えていただければお答えできると思いますが。

（不規則発言あり）

管理者（勝部修君） そこを教えていただかないと、ここから先進めない。

議長（武田ユキ子君） 今のことには答える必要がありませんから、次に質問を続けてください。

2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 当局の提案の順序がやはり違うと思うのですね。市議会でも奥州金ケ崎行政事務組合の進め方について紹介をさせていただきました。

奥州金ケ崎行政事務組合のほうでは、平成26年に地元の方に、協議会だと思うのですが、その方々に再び焼却場の延命策を提案しています。それはどういうことかと言いますと、平成6年にごみ焼却施設の稼働は20年だと、その後の操業については、地元対策協議会へ諮って決定するのだということを締結した協定があるためです。事務組合としては、焼却場の延命化と新設の場合という提案は持っていたのですが、まず、地元で提案したのは、この新設、延命化、2つの提案をしたのではなくて、地元対策協議会と締結されていた内容に限って、今後20年間の延命をしたいのだということだけを地元の説明にお伺いしたということです。こうした住民と交わした約束をまず守っているところから始まっているのですね。

当局と組合においても、こうした基本姿勢にまず立ち返ることが必要だと思うのですが、この点についてはいかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） その地元の皆さんへの提案をさせていただくということは、私が最初に新しい施設について提案をさせていただいたときには、やはり一番念頭にあったのは地域振興でございます。

それまでの狐禅寺地区の、あの協定書が締結された以前から、さまざまな要望が組合なり市のほうになされてきた、そういうことも私が市長になってから、引継書をいろいろ調べていくうちにわかってきました。そういう要望をいただいている中で、果たして当局がどこまでそれにこたえてきたかということも調べてみたら、これは必ずしも地域の皆様の要望にこたえているというにはほど遠いものがあった。したがって、やはり地域振興ということが一番念頭に置いて、これからのこの地域の振興策をどういうふうに持っていったらいいだろうかということがまず最初にありました。そこからスタートしているものでございますから、その地域振興を進めるに当たっては、やはり地域の皆様方と一緒に話しながら進めていかなければなりません。これが協働のまちづくりでもあります。

そういうこともございまして、さらには、並行して一関が進めてきたプロジェクトとして、資源循環型のまちづくりというものがございます。これを一関で展開していくに当たっては、その中心となる地域というものがやはり必要になってまいります。これこそ、狐禅寺地区が一関の将来の発展の中心になり得るだろうと、そういう思いがあって、そして提案をさせていただいたと、そういう流れにあります。

したがって、一方的にとかどうのこうのということのつもりは私にはございませんので、今、私がお話し申し上げましたような、協定書が締結される前の段階からの一つの流れというものをご理解いただければ幸いです。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 地域振興ということにかなり重きを置いて今度の焼却施設の建設を考えているということです。一緒に地元の方々と話し合い、協働のまちづくりをつくっていきたいというのですが、この間、地域振興策、狐禅寺の方々がどのようなものを具体的に要望しているのかお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） これについては、住民説明会を昨年の5月にやりました。その内容についてはお知らせしているとおりでありますけれども、そこに出ているようなもの、今、手元に用意してありませんけれども、それ以外に特に地元の方々から地域振興策として文書等で要望いただいている、そういうふうな経過はないところであります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 大した地元要望ですね、地域振興についての聞き取りといたしますか、要望のとらえ方をされていないようですが、これはどうしてですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 大した要望を受けていないということですが、それぞれの部署で道路なり、あるいはそういう農業なり、そういった点ではあるかとは思いますが。今回、場所がまだ決まっていない中で、例えば一つの場所が決まったという前提で、それではそこで何をやるかと、どういうふうな振興策を地域で私はやってもらいたいとか、そういうふうな要望は具体的にはないという趣旨で今私がお答えをさせていただいたところであります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 狐禅寺地区の振興策について、この間、管理者がお話しされていることについて考えますと、これまでも迷惑施設を抱えてきて、十分な振興策が当局としてできてこなかったというお話です。ですから、場所が決まっていなくても、狐禅寺の方々に対しては、そういった地域振興策は、焼却場とは切り離しても進めていって初めて信頼が勝ち取れるものだと思うのですが、これはなぜ場所が決まっていないと具体的な地域振興策の協議が進まないのか、それについてご説明をお願いします。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 要望をいただいたものを全くやっていないというわけではないのですよ。たくさんいただいていますよ。だけれども、これまでのこの長い期間を振り返ってみると、十分にこたえられた状況かというところ、そうではないだろうと思っています。現に、私が市長になってからも、道路問題、現道舗装ですけれども、何カ所もありますよ、そういう道路整備。要望を受けて、あるいは前に要望をいただいていた場所、そこを、現地を、私みずから現地に足を運んで現地を見て、それではここをすぐやりなさいということで、すぐ整備をさせたと、何カ所もありますよ、そういうところは。ですから、何もやってきていない中で今があるのではないのです。そういう要望いただいた細かい要望等もあります。ただ、道路要望というのは日常生活に密着する部分が多いためですから、そういうところはなるべく急いで整備していこうという前提のもとに今まで動いてきたわけでございます。

（傍聴人の不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） 傍聴人に申し上げます。会議を妨害したその傍聴人に申し上げます。先ほど来、再三注意したにもかかわらず、議長の命令に従わないので、地方自治法第130条第1項の規定により、その傍聴人の退場を命じます。

（傍聴人の不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） 静粛にしてください。2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 地域振興策としての、協働のまちづくりとしての具体的な要望、それをこの場で具体的に紹介することはできないのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議員ご承知のことだと思いますが、協働によるまちづくりというものは、行政が一方的に進めるものではございません。話し合っ、その話し合いの中からやるべきことを優先順位をつけて、そして取り組んでいくという、そういう、地域の方々と一緒になって、一緒になってというよりは、むしろ地域の方々が主体となって、そういう取り組みをしていくというのが協働のまちづくりでございます。したがって、今の段階でなぜ示せないのかと言われても、そういう状況までにはまだ至っていないということです。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） なかなか、地域の方々と話し合いをして、どういう地域振興策が出ていてということが具体的にまだなっていないということなので、これ以上はお伺いしません。

最終処分場に対して調査が今中止になっているというふうにお伺いしているのですけれども、この中止の理由は、どういうことがあって中止になっているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 最終処分場として、藤ノ沢の市有地84ヘクタールほどあると思いますけれども、現在、要望のあった土地から近いと、近いところにあるけれども急峻な山だということで、最終処分場になり得るかどうかはわからない中で、なぜわからないかということ、地形をつかむことができないと。

現場も私どもも1回、2回行って見ましたけれども、とても山を歩いてみるということができないようなところでしたので、冬場に地形測量をやってみたいなということで、その基礎データを得るという観点で、そういうことで9月に補正予算をとっていただいて、そして専門業者に委託したところでありました。

しかし、実は現場に測量に入るということで10月に説明をしたのですけれども、その際は地元の方々からは特段、質問等もなく了解を得ていたわけですけれども、1月10日、それから1月13日に狐禅寺の自然環境を守る会から、狐禅寺地区住民との話し合いもせず、6区の行政区長や住民にも知らせず最終処分場の候補地としたのではないかと、そして、調査業務の即時中止と白紙撤回を要求するというような文書提出がありました。

そこで、最終処分場に決定したと、そういった経過はないにもかかわらず、住民の方々が候補地に決定したというような誤解をしているというために、混乱がこれ以上拡大しないようにしたいということで測量調査を行わないこととし、委託業者と変更契約を交わして最終処分場の調査はやめたというところであります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 正当な理由があつて中止することになったということであれば、その狐禅寺の自然環境を守る会の方々が指摘したことが正しかったということで中止されたのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 先ほど事務局長から答弁しておりますけれども、この最終処分場の関係の調査については、可能性があるかどうかについて基礎データを得るために行う調査だったわけですけれども、そこを最終処分場の候補地として決定したかのような誤解を受けたということで、そういった誤解をされている状況の中で混乱しないようにということで中断をしたということでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 混乱するような場所だったのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 場所が混乱をするようなところだったのかということについては、そのようにはとらえていないところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 理由がはっきりしない中で中止したということで、何か当局にとって後ろめたいことがあるのか、やましいことがあるのかというような状況にもなっているというふうにお伺いしているのですが、最終処分場について今後どうするのか、お伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 最終処分場については、現在、狐禅寺に3点セットということで当初提案しておりましたけれども、管理者が先ほど答弁しましたとおり、新施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、そちらを優先するというので、最終処分場については狐禅寺にこだわらず、場所について検討していかなければならないと、そのような考えであります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） とにかく、このままでは建設計画、一般焼却場の建設計画への道のりはかなり厳しいものになると思われま。地域計画はスムーズに進んで2年かかると聞いています。その後の環境アセスや建設計画はどういうふうな見通しになっているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 3月末までに判断をするというふうな状況でございますので、今まだその後の予定について決まったものはないところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 当初計画の中で説明をされていたのは、平成33年稼働だということも説明されていますが、これについてはもう白紙になったという状況でしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 当初の計画は、場所が決まればという前提での説明だと思います。現在、場所が決まらない中では、決まった時点から6年なり、最短で5年というようなこともありますけれども、通常は6年から7年ぐらい、そういうふうにとらえております。前提が、最初は決まったという前提での平成33年ということでしたので、もうそのところは崩れておりますので、そういうふうな見通しということでお答えをさせていただきたいと思ひます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 場所が決まらないでいるというのが、やはり最大の課題だと思うのですね。先ほど協定書と覚書の関係もお話ししました。協定書で新設等について協議すると書いてあっても、そこに覚書が、覚書できちんと、焼却場はつukらないのだという覚書がある地域に対して、やはりこのままこれから判断するという事になってはいますが、こういった状況が3年続いた後、また同じような提案をしていくということになれば、なかなか打開策が見いだせないことは続くということになるかと思ひます。やはり、そうであれば、急がば回れということで、そのほうが結果として早いということも国土交通省のほうも示しています。

そういう状況であるのであれば、やはり候補地については複数の選定、そこから始めるべきだと思います。それはこの議会では答弁はいただけないのは承知です。今後、建設計画と場所の選定についても、いろいろと課題が満席していることは事実なので、やはり私たちが提案してきた、専門家や住民参加での適地を検討していく検討委員会を設置すべきだと思いますが、この点につ

いてはいかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいまの議員の、これは一つの提案と受けとめさせていただきたいと思います。現在のステージの中では、そのステージの中には載ってこない話でございます。新たなステージになったときに、そういう議員からの提案があったということは十分踏まえたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 次に、新しい総合事業についてお伺いしたいと思います。

4月から始まるサービス、新しい事業ですけれども、現在、現行相当サービスではなくて、その基準が緩和されているサービスAのほうですね、そのAに移行を示している事業所というのは現在あるのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それでは、お答えいたします。

現在、サービスAへの移行を表明している事業所ということですが、サービスAの移行につきましては、現行相当サービスを行っていく上で、サービスAを対応とする、事業所が対応となるわけですが、その中で、地域の住民の皆様の協力をいただきながら、サービスA事業というのは進めていくということでございますので、今後、介護保険事業所団体の皆様とか、それから介護事業所のほうに意向調査等を行いながら進めていくということでございますので、現段階においてはつかんでいないというところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） やはり、全国的な状況も踏まえることと、あとは現状の事業所からのお話を伺っても、サービスAのほうへの移行というのは専門職を抱えている現状ではなかなか難しいというお話ですので、何とか当組合では、この現行相当サービスを少しでも長く継続していくような努力が必要ではないかと思いますが、この点についてはいかがですか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） この点につきましては、今後、介護事業所等の団体の代表者の皆様、それから事業所の皆様からの意向調整した上で対応を協議していくということになっております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 介護給付から外されて、今度、市の事業に、自治体の事業に移行するというので、現場のほうはこの4月からの実施についてかなり混乱しているようですが、市町の契約になるこの新しい事業について、契約書等がまだ下りてきていないということが言われているのですが、こうした新しい契約書についてはどのような段取りになっているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） この点につきましても、意見交換会の際にも出された内容でございます。現在、各事業所に対して契約のあり方等についてお知らせをしているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 結局、進めたくても現場は新しい契約がないので、仮契約書等とかでやっけていくというので、なかなか二度手間、三度手間というような状況らしいのですが、自治体の新しい保険証というのは、今どういうふうな交付状況になっているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） これにつきましては、今年度から、平成29年度1年間をかけまして、現

在、要支援1または2に認定している方について、順次更新時期に合わせて、現行相当サービスへ移行するという手順になってございます。

それで、保険証につきましては、4月1日からの発行ということで考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） この新しい総合事業に移行する方々というのは、実際はデイサービスのみとかヘルパーのみの方になると思うのですが、そういった方々が新しい保険証なりを交付されてサービスを受け始めました。そういった方々にとってもよくある話なのではけれども、それ以外の介護給付のサービスが必要になってくると思うのですね。そういった方々が、今度はまた介護給付のほうに移らなくてはいけない、例えば福祉用具が必要になるとか、そういった方々の手続等はスムーズにいくのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 今回、介護認定を受けるか、それとも基本チェックリストを受けるかの判断につきましては、それぞれ窓口において確認証というものをもとに担当者が判断をいたします。ですから、今、ご指摘の福祉用具等の従来からのサービスにつきましては、最初から要介護認定を受けていただくというふうな段取りになってございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 私がお伺いしたのは、最初の入口は新しい総合事業で、チェックリストだけでサービスが短期間で使えるようになりますよというキャッチコピーというか、そういうことでされますよね。そういった方々が、いざ介護給付を受けるとき、認定がされると、かなりの期間を要するというので、すぐサービスが使えないのではないかという不安の声が寄せられていますが、そういった場合どうなるのかということをお伺いしているのですが。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

簡潔にお願いします。

事務局長（金野富雄君） これらについては、現在、担当窓口、それから東部、西部含めて職員でこのようなシミュレーション、あるいはこういう相談があるだろうということで、いろいろその問題点を洗い出して、その対応を協議して、マニュアルもつくるような段取りでやっておりますので、なるべくというか、皆さんに、市民の方々に迷惑がかからないような、そういう体制で取り組んでいく予定でございます。

議長（武田ユキ子君） 通告時間に達しましたので、岡田もとみ君の質問を終わります。

次に、那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の質問は、一問一答方式です。

8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 8番、那須茂一郎です。

通告に従って質問してまいります。

当初、通告が2問でしたけれども、仮設焼却炉についての質問もありましたけれども、通告の文書が適切ではないということでヒアリングの時点で指摘されまして、取り下げて1問だけです。

狐禅寺藤ノ沢地区の測量調査予算をとり、先月まで調査したのを報告がありました。その中で、新焼却炉建設に適否の判断をするという箇所は、無事測量調査が終えたものと思われまます。その結果、建設の適否が今月末、管理者から発表されると言いますから、もうすぐかと思えます。

しかし、その中で不思議なことがあります。それは、当初、狐禅寺地区に3点セットで考えて

おりました新焼却炉、仮設焼却炉、最終処分場、それが新焼却炉が主になるにつれ仮設焼却炉が薄まり、新焼却炉と最終処分場、今回の測量調査もこの2つではなかったかと思うのです。

新焼却炉に要望されている藤ノ沢地区、そして近接する市有地に最終処分場、そして、それがそのようにいくのかと思っておりました。ところが、市有地の最終処分場候補地の測量調査、それが全然手をつけずに、測量さえ行われなかったという話ではありませんか。

この当初の考え、焼却炉の近くに最終処分場をとという考えから大きく違うではありませんか。ぜひ、これらの経過についてお尋ねします。

以上、壇上からの質問とします。

議長（武田ユキ子君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

最終処分場建設候補地の測量調査費についてのお尋ねでございました。

昨年の9月の第32回組合議会定例会において、この測量調査費に係る補正予算の議決をいただいているところでございますが、その補正予算の提案に際しまして説明を申し上げたとおりでございます。平成28年9月30日にその議案の説明を行っております。その説明の記録がありますので、それと全く同じでございます。そのとおりでございますが、一応読み上げます。

「一般廃棄物処理施設等建設候補地調査事業につきましては、本年6月21日に一関市、平泉町及び当組合に対し、土地所有者8人から、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、余熱活用施設などの建設候補地の選定について要望書が、一関市議会に対して請願書が提出され、8月30日に一関市議会において請願が採択されたところであり、当組合としては、これらの要望地が一般廃棄物処理施設の建設候補地として適しているかどうか、これを調査するため、地質調査及び地形測量を実施するものであります。なお、この要望地のほど近くに一関市が所有する山林がありますことから、この際、この山林が最終処分場の候補地としての可能性があるかどうか、基礎的な地形調査を実施するものであります。」

以上が、予算計上の理由、説明内容でございます。

最終処分場の建設候補地として可能性があるかどうかの測量調査については、昨年9月23日に、調査する市有地の大まかな位置を示した資料を狐禅寺地区生活環境対策協議会の会長、副会長に提供したところであり、10月24日には、一関清掃センターで開催したエネルギー回収型一般廃棄物処理施設、余熱利用施設などの建設候補地として要望があった場所の周辺住民に対する説明会において、出席者に資料を配付して説明をして、その後、11月9日に専門業者と業務委託契約を締結したところでございます。

しかしながら、本年1月10日及び1月13日に、狐禅寺の自然環境を守る会のほうから、「狐禅寺地区住民との話し合いもせず、6区の行政区長や住民にも知らせず、狐禅寺字藤ノ沢地内を最終処分場候補地とした。調査業務の即時中止と白紙撤回を要求します」という文書の提出があった。これらを踏まえまして、これ以上、誤解による混乱が拡大しないようにするために、最終処分場の建設候補地として、可能性があるかどうかの測量調査は行わないこととして、契約を変更したものでございます。

なお、一関市が所有する山林について、基礎的な地形調査をすることについては、先ほど申し上げた理由を説明した上で議会の議決をいただいております、予算の計上に問題があったとは考えておりません。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 少しは前の岡田議員とダブるところがあるかと思いますが、私なりにまず質問してまいりたいと思います。

この地域は、確かに知らない者にとっては市有地があると、その市有地の面積も相当な面積があるということで、それならという部分はだれも考えるのです。そして、当初の方針どおり、焼却炉の近くに最終処分場があれば、まず距離的にとか、それから粉じんが舞い散るといふ、運ぶ途中で事故等のリスクの関係も少ないということで、それはいいことですが、問題は、その市有地の測量に対して、ここを測ってほしいという部分の指示は、一関市からの要請で行政組合がやったのですか。それとも、行政組合としてここをやろうという部分で考えたのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） お答えいたします。

これは広域行政組合で市有地を測量したいと、この部分あたりがいいのではないかとということで提案したものであります。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） どこから入ったかは別として、測る測量の部分の地図があるのでですが、この位置図を大体示して、測量会社に大体ここという部分を示したのですね。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 84ヘクタールもある中でそれを全部測ってくれというわけにはいかないもので、大体この辺ということで、仕様書の中に図示をしたというところであります。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） しかし、素人が見ても、等高線と言いますが、等高線を習うときは、いつの社会の時間で習ったかちょっと忘れていますが、等高線が非常に密したところで測るといふやり方ですね。これは、ただ測れということで投げ予算、投げ計画みたいな感じがしますが、そういうふうなことはなかったのですか。ただここら辺だということをやった部分といふふうに感じますが、そういうふうな心構えはありませんでしたか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 議員のご指摘のようなところは全くございません。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） それは非常にやはり心配するのですが、等高線が密しているところは、ちょうど斜面なり崖というような感じというふうに普通は、現地を知らない者であっても習うわけですね。そして、先ほどの答弁の中において、木が茂っていて何もわからなかったというけれども、しかし、地図上の等高線というのは、きちんと前の地形を示している、そのように思っているのです。その中で、きちんと長方形の図面がありますけれども、こういうところは普通は最終処分場に向くというふうに解釈してお願いしたものでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 最終処分場に向くかどうかといったところがわからないので基礎的な調査を行うということで、データ収集を目的に行おうとしていた測量でございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 本当に、先ほどから長田副管理者の答弁が続いていますが、以前、私は前任者の副市長、副管理者の答弁を求めたことがあるのですが、そのときは、いや、

それはだめだということで前任者にとめられたことがありました。でも、今、ずっと同僚議員の答弁を聞いていますと、適切にいい声で、もう少しゆっくりしゃべってもらえば私もわかるような答弁だなというふうに感じていました。ぜひ、これからもよろしくお願いします。

向くか向かないかというのに対して、普通は、ここに白い地図で等高線を示された長方形の図面がありますけれども、これが向くか向かないかという部分で最初からわからないのですか。本当に向くか向かないかわからないために、例えばその測量をお願いしたというふうに解釈しますか。もしもわからないのであれば、またそれなりに説明しながら質疑したいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（武田ユキ子君） 長田副管理者。

副管理者（長田仁君） いずれにしましても、検討を行うためには、基礎的なデータがなければそれに基づいた検討はできないということでございますので、このような形で一関市が所有する山林について、候補地としての可能性があるかどうかについての基礎調査を行うこととしたものでございます。

議 長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 正直言って、ほかのものは緻密になさっていて、この部分だけ目立ったのかもしれないけれども、非常にそういうふうな形のお仕事はずさんだなという感じがします。

図面を見まして、斜面を求めているのだったら斜面で適切なのですけれども、普通は最終処分場は少なくとも平地であって、斜面であれば造成しなければならないと、これは普通のお仕事の内容ですね。それが、図面から見ると非常に急峻なところに長方形の図面があると。そして、その中できちんと面積まで書かれているわけですね。

この面積の0.06平方キロメートルというのは一体何メートルかという推測をしますと、200メートルに300メートルがまずぴったりいくなと思いますけれども、この図面から見ますとそういうふうな図面でもないようです。一体どういうふうな考えで、例えばこういう形の部分をやれという形で測量会社に示したのでしょうか。

議 長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 先ほどからお答えしておりますけれども、測量をしようとしたところは、そこで完成形を求めるためにこういうふうな、そこを測量すればこういうふうな形のものができるというようなことを前提とした測量ではないのです。あくまでも地形測量をやりたいと、そういうことでやったわけです。そこが違います。

それから、先ほど最終処分場は平らなところがいいと、議員からですね、焼却場は急峻なところがいいというふうにご発言がありましたけれども、私はその逆で、最終処分場はある程度そういう谷のようところが適していると思います。

議 長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） ちょっとそういう発言があったのであれば訂正したいと思います。ちょっと気がつかないでしゃべってましたね。

最終処分場、それから焼却場の部分というのはまず平地が求められると思いますし、それから谷のところがいいという考え方は、私は今の事務局長の答弁は違うのではないかと思うのですね。昔は谷間の部分を求めて、谷にごみを投げたという時代があったそうですけれども、しかし、今は平地の部分で、そして斜面が仮にあっても平地に造成して、そして遮断シート等を敷いたり、それから場合によっては可能な限り屋根までかけて、そして雨水に対して、地下水に対して汚染

されないようにということを求めていると思いますけれども、その点、事務局長は斜面のほうが良いというふうに求めるわけですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 今、先ほどの議員の発言に関してこういうふうに考えていると言ったものでありますから、そちらのほうのご質問になりますと、通告とはちょっと違ってくるのかなと思っておりますけれども。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） このような、例えば用地を用意して、そして測らせようとして、そして予算の議決を求められて、その内容がどうだという問題について、決算議会ではありませんからそうなのですけれども、ただ、経過として途中でやめたと、そういうふうな形で非常に私はずさんな計画だと感じました。少なくともわからなくても、木が茂っていてわからなくても、まず最終処分場に適するかぐらいは内部できちんと専門的に検討して、それから測量会社をお願いしていくと。ただ、市有地があるから、それではそこを測れというような形で、きちんと線引きまでして、面積まで指摘してやっていると、そういうのはよいと思うのですか、まずかったと思うのですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 我々としてもさまざまなことを考えながら、まずは地形測量が必要だということで予算を提案し、議員の皆様からご理解を得て議決をいただいてやったということですので、我々、ただやっているという、そういうつもりは全くございません。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 何度言ったらわかるか知りませんが、地形測量をするときは別な形で要請するものだというふうに、測量の専門家ではありませんけれども、そう知識はありませんが、そうお聞きしたことがあります。実際に例えば起伏がどう富んでいるかという部分に対しての地形測量はこういう要請でないと思います。

これは図面にあるように、きちんとした、ここを測れというような長方形の形で面積まで指摘していますよ。これが地形測量でまず大体測れということですか。そういうことではないと私は思っていますけれども、どうですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） まず、これについても、地形測量をやるための設計書というものを技術屋に設計を組んでもらって、それに基づいて業者に発注しているわけですから、私どもとしては特に問題はないと思っておりますけれども。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 地形測量であれば続行したらよかったのではないですか。続行してそれなりに市有地の84ヘクタール余りがどういう地形になっているのか、木が生い茂っているけれども、地形だけはきちんと把握できると思うのですね。そして、木を切って、それから斜面を造成すればいいと思うのですね。それが前段だと思ってしまうのですけれども、それさえもしなかったのですね。地形測量もしなかったのですね。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） これについては先ほどご説明したとおりであります。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） この部分だけの質問ですから、あまりやっても水掛け論になるような感じ

がして、もう少しでやめたいと思うのですけれども、その前に、このような形で例えばお仕事をなさって、それから地元で誠意を示していくのだということが、どれほど皆さん方のお仕事マイナスになるか、そして、まずとにかくきちんと決めて、そして次にいいか悪いか、それから覚書で通るか通らないか、やはり4つに組んできちんとやる部分が大切だと思うのですね。

今現在、大相撲がやはりなのですけれども、やはりテレビの解説者ではないのですけれども、きちんと4つに組んでやっていたものに対しては、全国のファンからいいねと言われるかもしれませんという話ですね。しかし、下手にまずいろいろなやり方ばかりしていくと、非常にファンから相撲が離れていくのだという話ですね。

それと同じように、まずこういう形の部分でまずやっておくのだという程度で、当初の方針もきちんと守れないような形をお願いしていくというやり方について、非常に誠意がないというふうに私はっております。ですから、何も狐禅寺にきちんとやったからということで賛成するというわけではありませんし、それから、もしそのようにやっていくのであれば、市議会の促進決議みたいにならなくても、やはり当初の覚書どおりきちんと守ってやるのだということに対しては方針は変わりありません。ですから、やはりこういうふうな仕事はしない形が私は大切だと思うのです。

それが、やはり管理者が覚書を乗り越えてやるということ自体もおかしいのだと、これに私はつながっていくというふうに感じています。それを、やはり十分に反省してほしいと思うのですけれども、一応取りやめたと、そういうことだけで終わってしまったのですか。それとも、これはまずかったなとか、それからあとは何とか、先ほど言ったように最終処分場は別なところと考えていると、やはりその考えもあるということですか。

議長（武田ユキ子君） 長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 調査につきましては、先ほど答弁したとおり、最終処分場として可能性があるかどうかについて把握するために、基礎的なデータを得るための地形測量を行おうとしていたものでございます。しかしながら、地元の方から、そこを最終処分場の候補地として決定したのではないかというふうな形で誤解が生じてしまいまして、調査業務の即時中止と白紙撤回を要求しますというふうな文書をいただいたということもありましたので、誤解による混乱が拡大しないようにするために調査を中止したといった経緯でございます。

最終処分場の建設につきましては、焼却灰のセメント原料化ですとか、不燃残渣の分別による資源化などによりまして、埋立て処分量を大幅に減らすというような方向で今後、検討していく必要があると考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 先ほどから何回か焼却灰のセメント化という、セメントに入れるという話がありましたね。これはエコセメントと言って、まず灰がなくなっていくのだと言うのですけれども、しかし、そのセメント工場の周りでは、エコセメント工場の周りでは非常に廃棄物が出て、周辺の住民や子供たちに対してぜんそくの症状が出るという東京の報告がありました。ですから、安易に、その最終処分場の灰をそちらに持っていきから少なくてもいいのだみたいに思うかもしれませんが、そういうことも今現在指摘されていますが、安易にそのセメント原料がいいというような考えは私は危ないと思います。つまり、こちらの住民はいいかもしれませんが、しかし……。

議長（武田ユキ子君） 那須茂一郎議員に申し上げますが、通告に沿った質問をしてください。

8 番（那須茂一郎君） 質問に対しての答えですね。

議 長（武田ユキ子君） 通告に沿った質問をしていただきたいと思います。

8 番（那須茂一郎君） ですから、そういう形で、最終処分場が、例えばセメントに溶かすから最終処分場がなくてもいい、それからつくらなくてもいいではなくて、これはきちんと、例えば焼却すれば必ずそれはついてきます。それが非常に問題だと今言われています。それをきちんとこの場で指摘してきたいなと思います。

何回も言いますけれども、このような形で、例えばいい加減と言えばちょっとこの場で適切かどうかは別として、ここを測っておくのだと、そして指摘されれば地形測量だというふう言い回しをしますけれども、そうではなくて、きちんとしたお仕事としてやはりやるべきだと私は思っていました。この計画に対して非常にずさんなところがあるというふうには私は思っています。

ですから、管理者が決めるという以前の問題から、やはり無理なところを決めて、そして次から次へと無理が生じてきているのではないかと、私はそういう懸念をして、今回の質問を終わりたいと思います。本当にこういう問題を発生させないためにも、しないためにも、管理者はやはりきちんとした覚書を守った形で、一から出直すような対策を練っていただきたいと思います。私の質問を終わります。

議 長（武田ユキ子君） 那須茂一郎君の質問を終わります。

次に、升沢博子君の質問を許します。

升沢博子君の質問は、一問一答方式です。

17番、升沢博子君。

17 番（升沢博子君） 平泉町議会の升沢博子でございます。

先に通告しておりました2点について質問させていただきます。

第6期介護保険事業計画に係る介護予防・日常生活支援総合事業について、まず初めに、平成12年の介護保険法施行に伴い、第1期介護保険事業計画から現在の第6期計画に至る間、制度改正を重ね、現在、第6期の事業が平成29年度の最終年度を迎えようとしています。改正に伴う新しい総合事業の3年の経過措置期間も後半になり、要支援認定、要介護認定を受けた人に受給権を認めるという介護保険の定義自体が大きく変わることになります。予測を超えた高齢化と財政事情という理由から、介護保険サービスのみならず、医療、介護、予防と日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムが提唱されましたが、必要とされる住民には等しく平等に給付するという介護保険の基本原則は後退をしているように感じます。

このたびの介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業の確立が、平成30年度からの第7期の柱になると考えます。

そこで、広域行政組合の事業であるサービスAについて伺います。

サービスAの基準緩和型の職員配置とサービス時間、報酬額の現行との差異について伺います。

次に、平成28年度から認知症高齢者支援対策として認知症地域支援推進員、生活支援サービスとして生活支援コーディネーターが配置されています。いずれも新しい総合事業を進める上で地域のニーズを把握し、適切なサービスを提供する上で欠かせない役割と考えますが、配置後の活動内容についてお知らせいただきたいと思います。

以上、2点について壇上からの質問といたします。

ご答弁をよろしく願いいたします。

議 長（武田ユキ子君） 質問者に申し上げます。

こちらの手違いで、この時間より若干短くなります。時間設定をちょっと誤りました。申し訳ございません。

升沢博子君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 升沢博子議員の質問にお答えいたします。

新しい総合事業における基準緩和サービスA、それから、それと現行のサービスとの違いについては事務局長から答弁させますので、私からは、認知症地域支援推進員及び生活支援コーディネーターの業務についてお答えさせていただきます。

まず、認知症地域支援推進員については、認知症の方やそのご家族を支援するため、平成28年度から西部地域包括支援センター、東部地域包括支援センター、そして高齢者総合相談センターさくらまち、この3カ所にそれぞれ1人配置しているところでございます。

主な業務としては、認知症の方やそのご家族に対する相談、認知症研修会、認知症サポーター養成講座等の開催、認知症家族会の支援、老人クラブ、お茶会、サロンなどにおける講話、認知症に関する情報提供のためのミニ広報紙の発行などございまして、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し支え合えるよう活動しているところでございます。

また、西部と東部のそれぞれの地域包括支援センターに配置しております認知症地域支援推進員につきましては、それぞれの地域包括支援センターに設置している認知症初期集中支援チームの構成員となっております。認知症と疑われる方や認知症の方、あるいはそのご家族と面談をして、適切に医療機関での受診や介護サービスの利用につなげることにより、だれも気づかないうちに認知症が進行してしまうことをできるだけ防ぎ、認知症の方が住み慣れた地域で生活ができるよう支援をしているところでございます。

また、生活支援コーディネーターにつきましては、平成28年度から一関市の長寿社会課、千厩支所保健福祉課並びに平泉町の保健センターにそれぞれ1人を配置いたしまして、高齢者の生活支援と介護予防に関して、地域で支え合う仕組みづくりを進めているところでございます。

具体的な活動といたしましては、ふれあいサロンや介護予防教室、まちづくり組織の活動などに参加して、高齢者が日常生活で必要とするサービスを把握するとともに、平成29年4月から実施を予定しております介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供者と想定しております自治会、あるいはNPOなどに対して事業の説明を行うなど、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいるところでございます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、私からは新しい総合事業における基準緩和サービスAと現行サービスとの違いについてお答えをいたします。

訪問型サービスでは、職員配置の基準数について常勤の専従管理者の配置が不要となり、また、訪問介護員や常勤訪問介護員等の従業者数を介護サービス事業者がみずから決められることとなります。また、1単位を10円で計算する報酬につきましては、現行の週1回の利用は月額1,168単位であります。移行後は現行の7割になりますけれども、資格を持った職員が同行し、指導する場合の加算や専門職を事業所に配置する場合の加算などを加えた合計額が月額1,160単位から818単位とするもので、週2回及び週3回以上の利用者の報酬額についても同様の考えにより単位設定をするものであります。

通所型サービスは、職員の基準について専従管理者の常勤や生活指導員、看護職員、機能訓練

指導員の配置が不要となり、また、介護職員の利用者1人当たりの専従割合を緩和し、1回当たりのサービス提供時間においては、現行の3時間から5時間未満のところを2時間以上に設定できることとするものであります。

また、報酬額については、要支援1の場合、現行が月額1,647単位であります。移行後は送迎や入浴介助、専門職配置などを加算した合計額が1,640単位から1,192単位になるもので、要支援2についても同様の考えにより単位設定をするものであります。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 17番、升沢博子君。

17番（升沢博子君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど前段で質問いたしました同僚議員と重複するところにつきましては、そこは考えながら、また違った視点で質問をさせていただきます。

サービスAに算入する事業者は現時点ではないと。平成29年度にまた改めてその事業所との協議の上に説明をしていくというご答弁がありました。

それについてですが、昨年に事業所に行ったアンケートでは、通所型サービスでは算入を可能とする事業所は37%、訪問型サービスでは46%ほどであったと、その後の協議、単価設定や調整で参入可能な事業所は今後増えると、協議の結果という答弁もあると思いますが、その辺の予測についてお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） お答えをいたします。

昨年の8月に事業所に対して行ったアンケート調査によりますと、議員の今のお話しのとおりのパーセンテージになっているところでございます。ただし、この時点においては、詳しい報酬単価等についてもまだ決定していない段階でのアンケートでございます。これをもとに、4回の介護事業所の団体代表者の方々と協議をした中で、報酬についてもご理解をいただいたということになりますので、これ以上になるものというふうにとらえてございます。

議長（武田ユキ子君） 17番、升沢博子君。

17番（升沢博子君） 了解しました。

今回示された事業の中のサービスAのところに、通所型の中に生活相談員、看護職員の配置を不要とした根拠は何でしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） これについては、国の基準によるということでございます。

議長（武田ユキ子君） 17番、升沢博子君。

17番（升沢博子君） 事業所から何うと、国の基準だという説明をなさっているということのようですね。4月からの制度の導入を目の前にして、現状では通所型、訪問型サービスへの参入はかなり事業所にとって難しいという声も聞こえております。第一に職員の不足、サービス提供の部屋の確保が難しいというのが現状のようでございます。

次に、職員の確保につきましては、生活支援ボランティアの養成研修を実施したいと、実施するとありますが、これは十分に間に合う人数を養成できる見通しはあるのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） これにつきましては、ボランティア人材の養成ということで、構成市町

におきまして生活支援ボランティア養成研修というものを実施する予定としてございます。

この養成講座でございますが、年間30人程度を養成したいということの考えでございますので、これに向けて努力をしているということでございます。

議長（武田ユキ子君） 17番、升沢博子君。

17番（升沢博子君） 人材として非常にこの辺は難しいという声もちょっと上がっておりますので、その辺、今までは認知症サポーターとか、そういった人材を構成市町で養成しておりますので、そういった意味で、そういった方々を活用するような考えもぜひとっていただければと考えるところでございます。

その事業所に認定を受けた方々を登録されるということで、その事業所の従事になった場合の、これからなのでしょうけれども、生活支援ボランティアの方々の雇用基準、そういったところは、今の予測としては、そういったところをきちんと整えるような予定でいるのでしょうか、そこを伺います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 事業所での雇用基準ということでございますが、あくまでも事業所において決定するということになってございます。

議長（武田ユキ子君） 17番、升沢博子君。

17番（升沢博子君） 次に、サービス時間について伺います。

今まで現行では3時間から5時間としていたところを2時間以上とした、この根拠について伺います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 今回の新しい総合事業につきましては、従来、専門の介護職員の皆さんがやってこられたものとはまた違った角度での事業ということでございます。専門の事業所の皆様と一緒に今回は地域の住民の皆様、研修を受けられた皆様方が一緒になって行う事業ということで、これまでの事業よりは少し簡素な内容のもの、しかしながら、サービスの低下にならないような内容ということで進めていきたいというふうに考えております。

議長（武田ユキ子君） 17番、升沢博子君。

17番（升沢博子君） この時間のところでちょっと私も戸惑ったのですが、ちょっと事業所の様子をお聞きしますと、2時間以上という、それが緩和した形というご説明なのですが、今までの7割の加算に、単位のところに加算という形で入浴加算、あるいは送迎加算をつけて、時間でサービスをするといったときに、2時間以上といいますと、もちろん上の際限というのが区切っておりませんので、いくらでもいいということなのでしょうが、事業所が想定する時間は約3時間程度というところで、その加算をつける可能な時間かどうかというところを非常に危惧しておりますが、この点についてはどうでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） お答えをいたします。

通所のデイサービスについての加算については、月単位の加算というふうなことで考えてございますので、時間が短いとか長いとかというふうなことではないというふうに考えております。

議長（武田ユキ子君） 17番、升沢博子君。

17番（升沢博子君） 今、先ほども申し上げましたように、今の現状でそういうサービスを行える部屋、場所のある事業所とない事業所があると思うのですが、そういった場合の想定は考えてい

るのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 場所につきましては、同じような従来のサービスと今度の新しいサービスを同時にやる場合については別々の場所ということになります。意見交換会の中でも場所について、なかなか十分にとれないというようなご意見もいただきました。これについては、今、構成市町のほうと検討を進めているという段階でございます。

議長（武田ユキ子君） 17番、升沢博子君。

17番（升沢博子君） これからその事業所との懇談を重ねて、取り組みやすい方法でということこれから行っていくわけなのでしょうが、今の現時点で事業所として同じサービス、今までの現行のサービスと分ける形になるということ非常に戸惑っているという声をお聞きしますので、その辺は考え方といいますか、そういったところを非常に危惧しているところがございますので、できるだけ取り組んでいただく事業所を想定するのであれば、やはりその辺は考えていただきたいと思えます。

現行相当サービスは平成30年度以降廃止としていますが、これは第7期という平成30年度からの計画に持っていくために、ここ平成29年度、今の現状を見ながら計画として制度設計をつくっていくのだと思うのですけれども、この廃止ということについては変わらないのでしょうか、平成30年度以降廃止という形になっておりますが。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 現行相当サービスの平成30年度直ちにとということではないです。平成30年度以降という現在の方針でありますし、先ほど議員のほうからご意見をちょうだいしたとおり、今回の制度改正は当組合だけの問題ではなくて全国的な問題ですので、やはり事業所に取り組んでいただかなければならないということですので、我々も事業所の相談に乗って、できるだけサービスが提供できるような、そういう手だてを整えながら、一緒になって取り組んでいきたいという基本的な考えであります。

議長（武田ユキ子君） 17番、升沢博子君。

17番（升沢博子君） 非常に、緩和した形ということで取り組みやすいという意味と、緩和ということのちょっとその整合性がよくわからないのですけれども、そこのところは、やはりサービスの質を落とさないようにという、そういったところを考えながらやっていただきたいというふうに考えております。

それから、あとは事業所でお聞きすることですが、サービスBで両市町で、各自治体で取り組む形の介護予防というサービスと、それから我々、事業所ですが、我々は介護度の高い高齢者についてのサービス、そして、その協議体のところをきっちりつくっていただければ、介護予防というところと、すみ分けといいますか、そういった形で、わかりやすい形であれば私たちも非常に楽なのですがという話を伺っています。やはり、その事業所の中で、今までも支援と介護という区分に分け、そしてまた新たにその中で、今、移行期ではあると思うのですけれども、その中でまた変えていくといいますか、もちろん制度ですから、国の意向ということで行っていくのだと思いますけれども、やはり当てはまらない部分というのも各地期によってはあると思いますので、そこは考慮していただければというふうに考えています。

介護予防給付から新しい総合事業への移行期間として、国は平成27年、平成28年、そして来年度、最終年度となり、現行相当サービスを廃止、再来年度以降ですか。組合は制度が整ったら移

行するとしておりますが、取り組みの進捗に問題がなかったでしょうか。

既に平成29年4月参入を見越して、現状把握や課題整理など推進するための地域づくりに早い段階から取り組んでいる自治体も実際あります。平泉町でも、民生委員や住民団体への説明が始まっておりますが、まだまだ理解不足の現状があります。

当組合も第6期計画を進める中で、事業所の状況を十分調査しながら進めてきているところでしょうが、介護現場の声を聞きながら、利用者のためのよりよい制度となるように、ぜひとも努力をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

今、平成28年度から配置されております認知症地域支援推進員の3人の方ということで、平泉も、旧一関市の西側と花泉町、平泉町という形で1名の方が支援をいただいているところでございます。平泉の地域包括支援センターと連携をとっていただいて、認知症家族の会を発展させまして、認知症カフェの立ち上げを支援していただいているところでございます。ただ、活動の指針となるものがなかなか見えてこないということで、戸惑っているところもあるのではないかなというところも見えるところであります。地域支援のための指針となるものがなかなかないということで、不安を抱えながらやっているという現状もあるようでございますが、その点につきまして、どうしてお考えか伺いたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それではお答えをいたします。

認知症施策の推進ということで、第6期の介護保険事業計画の柱の一つということでございますが、現在、平成28年3月現在の認知症の高齢者数は、65歳以上の高齢者のうちの約12%、4万3,722人のうちの5,290人ほどということになってございまして、要介護認定者数の約50%を占めているということになります。

この方々への対応ということになります。ただ、まだまだ医療に直接結びついていない方々がいらっしゃるのではないかと。これがございまして、これらの方に対応するために、それぞれの地域包括支援センター、それから市役所、町役場等一体となった形の包括システムをつくっていかねばいけないと。

そこで、認知症地域支援推進員の皆さんには、それぞれの専門職でございますから、それぞれの認知症の対象となる家族の方、本人の方とか、そのほか家族の方ということも出ましたが、家族会等への支援ということも含めて、お一人お一人を大切にするというふうな観点から対応していただくものということで考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 17番、升沢博子君。

17番（升沢博子君） それでは、次に、生活支援コーディネーターの方ですけれども、当町におきましては、行政区ごとのサロン活動、高齢者のコミュニケーションづくりと安否確認ということで、高齢者の足の確保ということで買い物支援を行政区で行っておりますけれども、そういったところの、小さい単位の地域のきめ細やかな支援のよい例として、生活支援コーディネーターが非常にいい動きをしていただいております。

認知症推進員と生活支援コーディネーターは常に情報を共有する必要があると思うのですけれども、担当する区域が一部ずれがあるということがちょっと、両方とも3名の方が担当しているようですけれども、西と東、西部地域というところで、ちょっと地域がずれているところは、これは何とか解消できる形になっているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 生活支援コーディネーターにつきましては、具体的には、活動としてはふれあいサロンや介護予防教室、あとはそのほかはまちづくり組織の活動などに参加をいたしまして、高齢者が日常生活で必要とするサービスを把握するというふうな目的のもとに設置、配置されたものでございます。

認知症の地域支援推進員については、先ほど申し上げたとおりの内容になってございますので、連携をしてというのは非常に大切なことではございますが、それぞれの立場において活動を行っていただいているということでございます。

議長（武田ユキ子君） 17番、升沢博子君。

17番（升沢博子君） この新しい総合事業を進めるために、地域で支え合っていく組織や仕組みづくりが不可欠となっております。組織づくりや仕組みづくりには、地域をよく知っている生活支援コーディネーターの果たす役割は大変に大きいと考えます。初年度の1年は顔と役割を知ってもらっただけで精いっぱいでしたと話しておられました。地道にコツコツと仕事をされているコーディネーターの皆さんに感謝をするわけですが、マンパワーの大切さを痛感をしているところです。

各地域の課題もさまざまです。せめて、西部、東部、平泉、各包括支援センター設置地域に1名の配置がぜひ必要なのではないかなと思っておりますが、この点についてはどういうふうを考えますでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 議員からただいまご紹介のありましたとおり、まさに影の部分で努力していただいているというところでございます。

去年からですけれども、当初、5～6人を想定して、予算等についても配置したつもりでございましたけれども、何せ初めてのことで、しかも、地域に精通した方に担っていただかなければならないというところで、まずは3人というところで始めたところでもありますので、今後、増員について考えていくというスタンスであります。

議長（武田ユキ子君） 17番、升沢博子君。

17番（升沢博子君） ありがとうございます。

高齢化ということで、だれでも行く道としての老後を住み慣れた地域で自分らしく支え合って生きるために、この新しい制度を国からのお仕着せではなく、この地域に合った使いやすい制度にするために、行政、住民、サービス事業者が一体となった取り組みが望まれているところだと思います。第7期計画に向けて、平成29年度はこの点を勘案しながら取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 升沢博子君の質問を終わります。

午後3時30分まで休憩します。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時30分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

次に、菅野恒信君の質問を許します。

菅野恒信君の質問は、一問一答方式です。

16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 日本共産党市議団の菅野恒信でございます。

広域行政組合議会を前にして、昨夜、夕方から夜にかけてテレビを見ておりました。ほとんどのテレビが、今もやっておりますが、森友学園の問題、それから豊洲市場の問題ですね。その中で、非常に私は耳に入ってきたのは、いずれの方々も国政や都政を進める執行部の問題もさることながら、国会や、あるいは都議会は何をしていたのかというような指摘がかなり私の耳に入ってまいりました。

ある官僚出身で地方の知事をやられて、現在、大学の教授をやっている著名な方は、このように話しております。これは昨夜の新聞に書いていたのでありますが、石原都政を見逃してきた都議会に最も多い責任があると、このように厳しく都議会を指摘をしておりました。

そんなことを聞きながら、私は、昨日のことですから、あした、一関地区広域行政組合の議会があると。介護の問題であれ、あるいは焼却場の問題であれ、国会の証人喚問や東京都議会と同じくらい大事な問題が審議される議会だと緊張したものであります。

そういったことを頭に入れながら、具体的に質問をさせていただきます。

テーマは2つあります。介護保険制度問題と焼却場建設見直しについてという問題であります。

まず、最初に、介護保険制度、介護保険計画は、住民の安心にこたえているものかどうかについて伺いたいと思います。

制度発足して丸17年たちました。17年前、私もこれを期待をする心と、いや、その期待にこたえるものにはならないのではないかとということを半信半疑しながら見守っていたものであります。

その当時のあるマスコミの全国自治体に対するアンケートを見ますと、介護保険やそういった問題担当の答弁、回答の8割は期待するというものであります。しかし、今どうなっているのかと考えますと、介護報酬の引き下げの問題、あるいは介護保険から外して、要支援1、2の訪問介護と通所介護が市町村事業に移行する、このような法改正がなされる中で、サービスを受ける人、あるいは介護する家族、いろいろな方々が、本当にこの介護保険制度というのは、あるいは市町村にあっては、介護保険計画は持つのだろうかという不安を目の当たりにしているのではないかと思います。

あるマスコミのアンケートで全国950の自治体から回答がありました。それについては、これは新しい支援事業に対する見通しについてですが、見通しが立たない、できないという回答が圧倒的に多かったのであります。いよいよ、それもこの4月からスタートするということになりました。

私は、このような大きな不安を抱かせている今の国の介護保険制度のやり方、これについては大きな声で批判をしなければならない、このように思っております。

介護施設の待機者は全国で50万人を超えたとと言われております。この一関地区広域行政組合でも700人あるとか、あるいはその中でも急いで入所させなければならない人数は150人がいるというようなことがあります。広域行政組合も頑張っているいろいろな施設をつくったりしているのですが、間に合わないという状態になっているのではないのでしょうか。

また、介護報酬削減、そしてサービスが削減をされる、切り離される一方で、介護保険料の連続値上げが行われています。全国的に下げるといってはほんのわずかで、どんどん上げていくという計画、これが計画されていると考えています。

私は、前の議会でも申し上げましたけれども、そもそもこの介護保険の生みの親と言われている方、元厚生労働省の老健局長であり社会保険庁の長官もやられた方が、この介護保険制度は国家的詐欺だと指摘したということ述べたことを思い出します。

私は、このような介護保険制度、もちろん今すぐなくするというものではありませんが、本当に国民、市民、そして保険者が声を上げて、これを利用者の、あるいは介護している方々の期待にこたえるものに抜本的に変えていかなければならないものだと思っております。勝部管理者のこの問題に対する認識をお聞かせ願いたいと、このように思います。

それから、間もなく始まる新しい総合事業で、私の前にも何人かの方がお尋ねになりましたけれども、要支援1、2の方々は介護保険から切り離されて、市町村のやる事業に移ることになります。

私が気にしておりますのは、これも何人かの方がお尋ねになっておりますが、いわゆるA型と言われる方々、これは当面は今すぐ入るわけではないようですが、同時にボランティアに依拠するというようになっております。

このA型、あるいはボランティアという事業を実際提供する方々に何か問題がないのだろうか、いろいろな方々に尋ねてまいりました。多くは不安であります。介護保険料の報酬の7割は出されると、あとの3割は資格を持った方々を使えばそれで何とか埋め合わせできる。しかし、介護人材がなかなかいない今日にあって、そのような資格を持った方々を右から左と採用することができるのだろうか、あるいはボランティアに依拠するとなっております。このボランティアの方々は本当に報酬がなく、多少の自治体からの援助があったにしても、これからずっとこのサービスを提供することが可能なのだろうかという不安を抱いているものであります。こうした問題についても管理者のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

私は、声を上げて言いたいのは、市あるいは広域行政組合ができる独自のサービスを拡充する努力をすること、さらに管理者なり、あるいは市町がそれぞれの町村長会、市長会等を通じて国に強力に働きかけて、不安を解消する制度につくり上げていく、このような努力を期待したいために言っているものであります。

大きな2つ目のテーマであります焼却場建設計画の見直しについて、私の考えを述べ、また、質問をさせていただきます。

私は、見直しを主張する理由は以下であります。

第1は、これも何人かの方々が質問をして、それに対する答弁がございました。

振興策、地域おこし、あるいは市勢発展の中心に据えるというようなことが言われておりました。しかし、この焼却場、新たな建設に対して反対している方々はこういうことです。振興策は、どんな立派なもので、どんなに雇用を生み出すものであっても私たちは納得できないというものであります。

最初はI L C誘致における地域振興、そして、その次は資源・エネルギー循環型まちづくり、このような振興策によって、狐禅寺周辺は本当に発展をするのだという、そういう説明だったと思っております。

私はその中で、具体的には説明会の中で当局がお話ししたということですが、地元優先の雇用、場合によっては5人、10人、あるいは50人ほどの地元採用ということが生まれるであろう、だから地域振興に役立つのだということをお話ししたということをお聞きいたしました。

先ほど言いましたように、それを求めているのではないのです。もっと大きな振興策をやって

ほしいということを行っているのではないのですね。そこに私は、進めようとしている当局と、あるいは賛成する方々と、それではだめなのだという方々のボタンのかけ違い、ここあるのだろうと思います。

狐禅寺の自然環境を守る会の方々は、そんなにすばらしいものがあるのならば、ぜひ来てくれというところがあるであろうと、そこに持っていったらいいのではないかと、このようにお話をされます。どんな振興策も私たちは求めている、これが自然を守る会の方々の主張であります。

ですから、この点を考えたときに、私は、白紙に戻す、見直しする以外に前に進むことはできないのではないかとこのように考えているところであります。管理者の所見を伺いたいと思います。

2つ目の反対する理由であります。

半世紀にわたって狐禅寺にこの施設を置いてまいりました。嫌でも市のために、市民のためにと引き受けてきた狐禅寺の方々、そして覚書もある中で、本来であれば、新しい施設はこの狐禅寺というところは地域の選定からまず除外をして、そして住民代表、専門家による検討委員会などを設置して、どこが適地なのか、あるいは経費が安く済むのかといったことを私は検討すべきであったのではないかと、行政は初めから公正、民主、住民合意を目指したものを提案すべきではなかったのかという点で、2番目の反対する理由であります。

3番目の理由は、当組合の職員たちの限界、もうこれ以上、住民から喜ばれないものを進めるという、そういう仕事を、肩の荷から下ろしていただけないかということでもあります。もう既に広域行政組合を去られて異動された職員の方、あるいは現在、まだ広域行政組合で一生懸命頑張っているの方々、いろいろな場で話をする機会があります。本当に疲れていっている。私は、大丈夫かと声をかけたくらい疲れ切っているというふうに思います。

地方公務員であれ何であれ、使用者は職員に対する安全に働く配慮義務というものが法律、労働安全衛生法によって規定をされています。

最初の提案から3年ないし4年たってきた、この中で、もうこれ以上この仕事につかせるということは、本当に大変な事態になるのではないかと私は心配をしているところであります。

以上の観点から、焼却場建設問題について、勝部管理者はまだ最終決断をしていない、あと1週間というところで最終決断をすることになるかと思えます。ぜひ、勇断をもって、この狐禅寺の方々に平和をもたらすような新しい計画を作成していただくことを心から要望し、お尋ねして、この壇からの質問にさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菅野恒信議員の質問にお答えいたします。

まず、介護保険制度についてでございますが、当組合では第6期介護保険事業計画におきまして、住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を送ることができ、安心してサービスが受けられるように、地域包括支援センターの機能強化や認知症高齢者支援対策の推進、生活支援サービスの充実強化、介護予防の推進などを目標に掲げまして、事業を実施してきているところでございます。さらに、特別養護老人ホームなどの入所待機者の解消を図るための施設整備や在宅サービスの充実などを図るとともに、構成市町と連携して、組合管内の介護職員の人材確保や定着支援に取り組んでいるところでございます。また、国の制度改正に合わせて、平成29年4月から

の介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて準備を進めているところでございます。

高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みとして始まった介護保険制度でございますが、平成29年度で18年目を迎えることとなりますが、人口減少と少子高齢化の進行によって情勢が変化してきております。

当組合管内におきましても、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に達する平成37年には、高齢化率が38.5%に達することが見込まれているところでございまして、今後、介護サービスを利用する方が増加するものと想定しております。

当組合といたしましては、第6期の介護保険事業計画において、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを基本理念といたしまして、具体的な施策を着実に推進して、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、引き続き地域全体で高齢者を支え、切れ目なくサービスを提供できる地域包括ケアシステム、この構築に努めてまいりたいと思っております。

なお、施設整備計画の進捗状況及び報酬額の基準等については事務局長から答弁させます。

次に、狐禅寺地区への新施設の建設計画についてのお尋ねがございました。

私はこれまで、地元の皆様に対しまして、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設というものを、先進事例の視察研修、あるいは他の自治体の事例を動画で紹介するほか、地域振興策についても地域の皆さんと一緒に考えてまいりましょうということを提案して、ご理解をいただけるよう努めてきたところでございますが、現時点において、必ずしも地域の皆様から十分な理解は得られていないという現状でございます。

また、本年1月25日に狐禅寺の自然環境を守る会から、建設反対の陳情書と狐禅寺地区の669人を含む2,444人分の署名、さらに2月21日に追加で473人分の署名の提出がございました。このことは、真摯に受けとめなければならないと考えているところでございます。

昨年6月に建設候補地の選定について要望をいただいたことを受けまして、要望のあった土地が建設候補地となり得るかどうかを調査して、現在、その調査結果を踏まえて検討を行っている段階でございます。今月末までに判断するとしておりますことから、先月の市議会でも一般質問に答弁したとおり、こうした状況にある中で、他の候補地を今、選定するというふうなことは考えておりません。

次に、専門家を含めての新たな検討委員会の設置をすべきではないかというお尋ねがございました。老朽化が進んでいる現施設の建てかえは、当組合の極めて大きな課題でございますことから、一関市全体、全住民の生活にかかわる問題であると認識しているところであります。

新たな施設の建設場所の選定に当たっては、昨年9月の組合議会においても、県の江刺クリーンセンターから八幡平市に施設を移して、新しくオープンするというその経過に学ぶべきではないかというご指摘、ご提案がありました。その際、私は、県の選定の手法についてはしっかりとこちらも情報収集をして勉強をさせていただいている。ただ、今の段階では、狐禅寺地区の皆様方に提案させていただいている段階で、まずはこのところを誠意を持って対応させていただきたいというふうな内容で答弁申し上げたところでございます。そして、昨年9月の補正予算の議決を受けた後、建設候補地について要望のあった土地が建設候補地となり得るかどうかを調査して、現在、その調査結果を踏まえて検討を行っている段階でございまして、今月末までに判断することとしておりますことから、こうした状況にある中で、ただいまご提案がありましたような検討委員会を設置することについては、現時点では予定はしておりません。

次に、職員の労働環境についてのご質問がございました。

廃棄物の処理は住民生活に大きくかかわる重要な課題でございます。したがって、職員もそのことを十分に理解して職務に当たっているところでございます。

業務の実施に当たっては、担当職員が1人で抱え込むのではなく、関係部署も含めて相互に協力しながら組織的に対応しているところでございまして、職員の健康面にも十分配慮をしながら業務管理を行っていくということは当然のことでございます。私もそのような認識でございます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、私からは施設整備計画の進捗状況及び報酬額の基準についてお答えをいたします。

まず、施設整備計画の進捗状況についてであります。第6期介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、特別養護老人ホームへの入所待機者や認知症高齢者に対応するための施設整備を進めてきたところであります。

具体的には、平成27年度から平成29年度までの計画期間において、整備を計画している施設、居住系のサービスの定員は322人です。平成27年度から平成28年度にかけて、小規模特別養護老人ホームとして3事業所87人分、認知症対応型グループホームとして5事業所63人分、合計8事業所150人分の整備を決定したところであります。これにより、在宅で早期に入所が必要な待機者153人のうち、150人分の解消が図られる見込みであります。

なお、平成29年度の整備については、現在、事業者から提出された申請を審査している段階であります。それらの結果を踏まえて、第6期介護保険事業計画の評価を行い、第7期介護保険事業計画の策定に向け検討を進めてまいります。

次に、第6期介護保険事業計画における施設整備計画の課題についてであります。施設整備を希望する事業者を公募したところ、応募した事業者のうち、必要な介護人材や資金の確保が難しいなどの理由により申請を辞退した事業所があったところであります。このことから、当組合としては、引き続き構成市町と連携し、介護人材の確保に向け取り組むとともに、国の責任において十分な財政措置を講じるよう全国市長会を通じて働きかけてまいります。

次に、現行相当サービスと基準緩和サービスAの報酬額の基準についてであります。現在の基準で介護サービス事業所などが行う現行相当サービスから、生活指導員等の設置が不要でボランティアによるサービスの提供を可能とするなどの人員基準を緩和した基準緩和サービスAへの移行に伴い、当組合が設定する報酬額の基準について、介護サービス事業所の代表者との意見交換会を開催し検討を行ったところであります。

意見交換会では、現行の報酬額の7割相当を基準とするのであれば運営が難しいなどの意見がございましたが、当組合からは、専門職の配置などにより、報酬の加算の適用を受けることができることを説明したところであり、参加者からは、現行の単位を大幅に下回らないのであれば運営ができそうだとの感想をいただいたところであります。

当組合としては、移行に伴う報酬額の基準の設定による実際の運営への影響は、このような加算等を行うことによって少ないものととらえております。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 再質問に移らせていただきます。

まず、介護についてであります。

先ほど壇上でもお話ししましたが、この介護保険の欠陥の一つに、サービスがどんどん切り取られていく反面、保険料が上がっていくということも指摘をいたしました。広域行政組合の介護保険計画は7期に入るわけですが、今、試算している中で7期、8期あたりに向けて介護保険料はどのような試算をされているのか、試算をしているのであれば教えていただきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 今後の介護保険料の見込みについてであります。第6期介護保険事業計画では高齢化の進行により、平成32年度から平成37年度までの間に、介護サービスの利用が急増すると想定しているところであります。今後、施設、居住系サービスの整備や生活支援サービスの充実強化などが計画どおり実施され、国の制度に変更がないものとして試算しますと、当組合における介護保険料の基準額は、平成32年度には6,800円ほど、平成37年度には8,200円ほどになるものと現時点で見込んでいるところであります。

なお、国が実施した試算では、全国平均で平成32年度は6,771円、平成37年度には8,165円とされており、当組合における介護保険料の基準額であります。全国の水準と同程度となると見込んでいるところであります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 第8期のころには8,200円とかになるのですか。

そうしますと、介護保険がスタートした今から17年、18年前ですね、そのときはいくらでしたか。それで今はもう8,000円になるという、今ではないですけども、第8期のころですか。本当にあっぷあっぷですよ。

どうでしたか、最初のときはいくらでしたか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 今、手元に資料がないので、私のつたない記憶からいきますと、3,200～3,300円から3,500～3,600円程度ではなかったかなと、そのように思っております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 3倍まではいきませんが、3倍に近いぐらいの保険料の値上げになっているということです。

ご存じのとおり、年金も上がっているのかというと、そうではなくて下がってきている、これからは下がるというふうな方向が打ち出されておりますので、高齢者から見れば、収入は下がり保険料が上がっていくということになるわけですよ。

それと私は詳しくわからないのでお尋ねいたしますけれども、保険料が上がるその理由の中に、例えば施設もピークを迎える2025年問題があって、そこで施設も今のままではまだまだ足りないのではないかということでそれをつくっていく。そうすると、それにかかわる経費ですね、それは今の介護保険でいうと国が半分だとか、それから保険料が4分の1だとかというふうに決められているので、率で決められているので、施設をつくる、あるいは介護職員の給料を払う、増やさなければいけない、そういったものが、全部ではないですけども、介護保険料がそれによって上がっていく、自動的に上げざるを得ないという、そういう仕組みなのですか、これは。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） ただいまのご質問については、議員ご指摘のような制度になっていると承知しているところであります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 本当にそういう意味では、お年寄りが、もちろん介護保険がもっと拡充してほしいという、そういう気持ちも強くあります。しかし、施設を増やしてほしい、介護職員をもっと気持ちよく働かせるように給料も上げてほしいと思いつつながら、それをやると結局は自分の首を絞めて、自分の納める介護保険料が増えていくということにならざるを得ない状況だということについて、これは初めからの介護保険制度の構造でありますから、今、急に悪くなったというものではないので、この介護保険をつくった当時の老健局長が国家的詐欺だと言っているのは、自分がまずそういうをつくったのではないかと言いたくなるようなものもあるのですけれども、やはり何とか、先ほど私が壇上で言いましたように、管理者が独自に補うことを考えながらも、それにはやはり限界があると思うのですね。全保険者の問題でありますから。

したがって、国がもっとこの構造を、国の公的資金をもっと入れなければいけないというようなことについても、やはり大きな声を保険者である市町村長たちが上げなければいけないのではないかというふうに思いますが、市長会であるとか町村長会などでこういった問題について、どのような要望を出されているのかお聞かせいただければと思います。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） この介護保険制度に関する議論は県の市長会でも、年に総会が2回ございます。そこでは、東北市長会に対して議案として提案する事項、これを協議するわけですが、毎回、東北市長会にこの介護保険制度については議題として、決議の項目として取り上げていただくように持っていき、そして、東北市長会でも、それが全国市長会を通じて国への要望事項につながるような形で、これまで介護保険制度についてはずっと国に対する要望を続けてきております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 次はこの4月から始まる新しい総合事業ですね、それについて少しお尋ねしたいと思います。

先ほど、事務局長の説明の中で、A型という、ラジオを聞いたりする方では何のことかわからないかもわかりませんが、A型というタイプのサービス提供がある。これは現在の介護保険制度の中の7割だと。その足りない3割については、資格を持った方々などの採用であるとか、いろいろな基準緩和などによって、何とかそれに近い報酬が事業所には与えられるのではないかとということで納得をいただいたというようお話だったかと思いますが、私は気になりますのは、やはり先ほどの、施設をつくったけれども、つくろうとして申請したけれども、介護人材が集まらないために施設をつくるのもちょっと躊躇するということが言われました。だから、資格を持った介護職員を集めると言っても、今集まる状況なののでしょうか。もし集まらなければ、これは報酬が下がるということで、報酬が下がれば、結局その事業者は介護職員の待遇、給料などをやはり切らざるを得なくなると。そうすると、また介護職員が職場からいなくなってしまうということの悪循環になるのではないかという心配なのですけれども、そういう懸念はございませんか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） サービスAに現行サービスから変わると、それは基準緩和だから7割だと国は言っていると。しかし、事業者からすれば、それでは何ともならないので、その差を、すき間を埋めるためには、現在、専門の方がやっているわけですから、その分を加算という形で見て、現行と遜色なくやっていける道を考えて、そういうことではいかがですかということで提案をいたしました。そうしたら、それであれば何とかやっていけるかなというものでありますから、

そのために新たにこの専門職を雇うとか、そういったことを想定していることではないというふうに私は思っておりました。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） それでは、サービスBというのは住民主体ということで、ご説明の中では、単価はサービス事業者が設定というふうに書かれています。

この単価というのは、私は全員協議会か何かの説明のときに、利用者の負担というのではないというような説明を受けたような気がするのですが、よく見ると、単価はサービス事業者が設定という、サービスBというのでもボランティア団体ですよ。このボランティア団体は結局、利用料といいますか、それをいただくということになるのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） サービスBの提供につきましては、現在、構成市町のほうで検討しているわけですが、そのサービスを実施する上での必要な経費等については、補助金というふうな形で対応しますが、それによらないさまざまなものについては、利用者のほうから利用料ということで徴収するというふうなことで進めるということでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 運営する際の経費はもちろん必要になるということで、市なり町から補助金が出たとしても、十分なくらいでなければ、やはりそれはいくらボランティア団体でも利用料というものをとらざるを得ないということは当然出てくるのだと思います。

その際に、広域行政組合の資料によれば、単価は事業者が設定すると。もう一つは、そうすると事業者がたくさんとったり、たくさんとったりというのはおかしいのですが、高くとったり、あるいは低くとったりという、そのばらつきがサービスを提供するボランティア団体によって出てくるということになるのです。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） この点につきましては、各地域において行います説明会の際にも、その基準があればいいというふうなご意見もありましたので、現在検討を進めているという段階でございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） このボランティアによるサービスの提供について、これもちょっと懸念があるのですよね。

ボランティア団体ですが、ここでサービスを提供するために、ボランティアですから、雇用関係と言ったらいいのか、あるいはお手伝い、サービスと言ったらいいのでしょうか。報酬、つまり給料などは、ボランティアに対して給料というのも変な、有料ボランティアというのものもあるからですが、給料とか、あるいは何かしらの金品を支払うということは出てくるのですか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） これにつきましては、実施主体である団体の考え方ということになりますけれども、市町のほうから補助があります、その運営費補助の中で対応することも可能であるということになってございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 今、運営補助という説明がありました。ボランティア団体に対してどれだけの金額が、どれだけの年数にわたって出るものですか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） これにつきましては、バリアフリー化等に対する経費補助ということで、立ち上げ支援ということで20万円、これは初年度1回限り上限20万円ということでございます。そのほかに運営費補助として、対象者数により補助額を算定しているということでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） そうしますと結構な金額が出ますね。それは一関市、あるいは平泉町からボランティア団体に出るものですか。それとも、広域行政組合が直接出すということになるのですか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 費用につきましては、組合のほうから構成市町に委託をするという形になります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 広域行政組合が、ここで言えば一関市と平泉町に委託をすると、そこを通過してボランティア団体に助成が出るということですよ。そうしますと、それなりのお金が出るのですから、交付をした、補助を出した一関市、あるいは平泉町は、そのボランティア団体に対して、適切にそれが使われているかどうか、そういった監査と言ったらいいのでしょうか、あるいは指導と言ったらいいのでしょうか、あるいはそういったものをやらなければならなくなりますよね。ボランティア団体に対してもそういったことが必要になるということなのではないでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それにつきましては現在検討している段階ではございますが、各団体から利用者、参加者という形になりますが、ご報告をいただくというふうな形ということで現在は考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） このサービスの関係でもう一つ確認をしておきたいと思います。

このサービスB、ボランティアの方々は何をやるのかと言いますと、買い物などもすることもありますね。そうしますと、車を使って利用者のために買い物をします。自分の車も使ってやるという。そのときに、仮に事故などに遭遇した場合ですね、これはどこでだれがそのお世話役、あるいは責任を持つという、要するに雇用関係であれば、最終的にはその運転した方が7割、8割の過失があるということ、しかし、損害賠償などを請求されたなどのときに、本人がなかなか不注意があったり何なりしても、やはり不注意がなくてもですけども、足りなければ、お金を払えなければ所有者負担とか責任ということが出てくるのかもわかりませんから、こういうボランティアなどのときに、そういう事故とか何かに遭ったときの責任というのはどのように考えればいいのか、あるいは実際にボランティア団体からそういう質問が出たなどについて、どのようにお答えをしているのかをお尋ねしておきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 事故等へのリスク対応につきましては、事業実施団体に支払う運営費補助金のほうから保険の掛け金等を支出していただいても構わないというふうな考え方でございます。これにつきましても、各地区の説明会におきましてご意見をいただきました。その事故発生時の対応の検討を事業実施団体である程度行っていく必要もあるというふうなことで、何か指針のようなものが出せないかというふうなご意見もいただいておりますので、今後検討してまいり

ます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 2つ目の焼却場建設について再質問に移らせていただきたいと思います。

きょうの当局答弁などでも、こういう言葉が二度、三度聞かれました。一つは覚書などについてはほごはしない、ほごにするつもりはないですね。それから、多分、一方的には進めるつもりはないというような答弁だったかと思います。

私はきのう、ほごにしない、あるいはほごにするという言葉、何回も聞いている話でありますけれども、どういう意味なのだろうということで、国語審議会ではないのですけれども、ほごにするということは、約束を守らないということをはごにすると言いますよね。当局が使っているほごにしない、ほごはしないということは、約束は破らない、守るということになるのだろうと思うのです。それは覚書を重く受けとめる、覚書を乗り越えるような新しいものをという説明があったとしても、ほごにしないという言葉の意味は、日本人的には約束は守りますよという言い方になるのですけれども、約束は守るといふふうに、このほごにしないという言葉の意味を理解してよろしいでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 一方的にそれを破棄するようなことはしませんよということです。それが重く受けとめるという意味でございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） そうしますと、一方的に破棄することはない、相手が合意しなければ、その相手というのは対策協議会のことを意味しているのかもわかりませんが、そういったところが了解をしなければほごにするということはないですということによろしいですね。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） そのとおりでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） それから、私は先ほど壇上でも、この新焼却場建設に合意をしない、反対だと言っている方々は、どんなに立派な、あるいは雇用がもたらされるような振興策であっても私たちは反対なのだということを言っているのです、こういうことを聞くこと自体があるいは愚問になるかも知れませんが、あえて参考までに聞きたいと思います。

どなたかの先ほどの質問の中にありましたけれども、今までILCの問題や、あるいは資源・エネルギー循環型のまちづくりなど、こういう、まだイメージという段階の説明であったかも知れませんが、そういったことでいろいろ説明してきたと思います。まだまだそれは荒っぽいイメージだったかと思いますが、それでも、一つのイメージでこういうものかというふうに受けとめていた方も、賛否は別にして受けとめていた方があるかと思いますが。

あと1週間の段階で最終判断するに当たって、私の前の同僚議員の質問の中にも別な振興策などがあるのかとか考えているのかとかというような、そういう趣旨の質問があったかと思いますが、これまで説明してきた以上の新たな、あるいはもっと大きなといいますか、そういう振興策についても検討をされているということなのではないでしょうか。中身までは今言える状況ではないと思いますが、そういう検討もされている、新しい提案があり得るということを考えてよろしいでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 新しい提案ということがちょっと意味がよくわかりませんが、今提案させていただいていることが地域振興に結びついて、その中身を一緒に考えていきましょうということを今呼びかけ、提案しているわけですので、その過程で、そのやろうとしていることがどれだけの地域振興策につながって大きくなっていくかというのは、まさにこれからでございます。これから一緒になって考えていく中で、検討していく中で、その姿というものがだんだん形がつくられていくということになるかと思えます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 狐禅寺に新しい焼却場を建設するということに対して反対している方々、この方々は、振興策とか雇用問題でというようなことでもっといいものを出してくれと言っているものではないのだということ、そもそも狐禅寺に新焼却場をつくるということについてはノーなのだということを私は話しました。管理者はそのように受けとめておりますでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 反対派の方々のおっしゃっていることはそのとおりでと思います。それはしっかり受けとめております。しかし、これまでの地域の中に入っただけの説明会等では、必ずしもそういう意見だけではないということでございます。積極的に地域振興策を進めてくれという意見もでございます。覚書の締結した時代とは違うから、もっともっと前に進んで、未来につながるような策を打ち出してほしいという要望もあります。そういうさまざまなご意見が今ある中で、その双方のご意見等をしっかりと受けとめた上で判断していかなければならないと思っております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 私は反対する理由の中の3番目に、今の広域行政組合の中で仕事をしている方々の大変困難なそういう仕事に従事していると、こういう話をされた方もいます。

朝出勤するとき、あるいは仕事を終えて帰ってくるときに、地域の方々と車ですれ違うときがある。そのときに、顔を合わせることもつらいとかですね、あるいはどうしても顔を反対のほうに向けてしまう。これは一つの、やはりつらい思いを表現しているものだというふうに思います。

私は一般的に、この広域行政組合の、今、新焼却場建設について、重いからだとか長時間だからつらいというものではなくて、相当なストレスを抱えているのではないかという見方をしているわけです。ですから、労働安全衛生法の何かでも単に時間を長く働かせてはいけなとか、重いものを持たせてはいけなという、そういうものではない、いわゆるメンタルヘルスなどについても十分に配慮をしなければならないということになっているということです。

私は市の職員課に次のことを聞きました。同じような意味があるのだと思いますが、例えば陸前高田や気仙沼などに、3.11の復興派遣で10人とか何人とか行っていますね。それから遠く、九州、熊本地震のときはそちらにも行かれたということがあります。

そういうところに生きがいを持って行って手伝いたいと、仕事をしたいという職員がいたとしても、どういう条件で派遣をしていますかと聞きました。そうしたところ、基本的には1年、それから2年目に入るときに本人の希望を聞くと。そして、いや、もう1年頑張っただけで仕事をしたいという希望があれば、もう1年、通算2年間の派遣をお願いすると。しかし、本人から1年で戻りたいとなったときには戻すことにしているということの思量なり考えを聞かさせていただきました。それは遠隔地であるということだけではなくて、やはり復興、被災地の独特の、いろいろな困難が立ちだかっているから、本人がやりたいから3年でも5年でもいいですよということではなくて、苦難の軽減のために1年、または長くても2年という、そういう制限をやって

いるのだと思いますね。これは、一関市長、勝部市長の下でそういう考え方に立ってやっているわけです。

ですから、広域行政組合のこの新焼却場建設については、先ほどから言われているように、最初に計画が出されてから、あるいは住民説明会をやってからもう3年ないし4年になると。ずっとこの問題に携わっている方がいるわけですよ。ですから、私は、本当にはオーバーではなくて、もう本当にこれを片づけないと、いろいろな意味での問題が出てくるのではないかということ懸念しているわけです。

そのときに、労働安全衛生法上、使用主、あるいは管理者の下でそういうことに携わっている方々は、職員の健康管理だとかストレス問題については、特別な対策、特別な研修というものをやるようにというふうな指導があるはずなのですね。3年、4年前の状況と今とその職員の健康問題に対しての対策、取り組みについては変わったものがあるでしょうか、それとも同じでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） お答えいたします。

職員のストレスチェックというものは、おととしからですか、市役所の職員課のほうも広域行政組合では職員課長が併任となっておりますので、一関市と同じような取り組みで、ストレスチェックというものを始めているところであります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 今のストレスチェックは、広域行政組合特別のものではありませんね。一関市役所全体でやっているものと同じではないですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） そのとおりであります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 陣頭指揮を執っている金野事務局長自体が大変な思いをされているかというふうに思います。自分も含めてですが、職員の健康管理、あるいは悩み、ストレス等についても特別な、手当などいろいろやられるようお願いをしておきたいと思います。

これはちょっと古いかもしれませんが、日本生産性本部というところにメンタル・ヘルス研究所というのがあります。その中で、今や労働者の10%がうつ病やパニック障害を初めとした不安障害、神経症と括弧で書いてありますが、こういうことで苦しんでいる。普通の仕事をやっても10%、10人に1人がそういうことで苦しんでいるというのがそのメンタル研究所の資料に出されております。

日本の働く人たちの自殺率がすごく高いのですよね。うつになっている人がそういうところに行くということが、かなりの確率では多いというふうないろいろなデータで見たことがあります。

十二分に励まし合いながら、新焼却場建設がどうなるろうとも、この職員のメンタルヘルス等については十分な対策を講じていただきたいと思います。特別な対策をさらりとやるのが肝要かと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 狐禅寺問題があるから特にストレスというようには私はちょっと思っていないのですね、部下職員に対して。

それから、私の事務局長としてのスタンスから言えば、旧来はリーダーシップというのは、ど

ちらかと言えば命令型というか、トップがさまざま指示をして動くというような指導の仕方が主流でありましたけれども、今は、リーダーは職員を支援するという、それぞれに寄り添って支援しながら働いてもらうというスタンスが主流になっております。私もそういうことを心がけて、決して命令とかそういうことではなくて、よく話し合いながら、そして、それぞれの気持ちを前向きにするような取り組みでやっているつもりであります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 何回か出された文書であります。これは1月31日に狐禅寺の自然環境を守る会の方々から、一関地区広域行政組合議長、武田ユキ子様ということで出された陳情書で、きょう、皆さんに配付されているかと思えます。

この中にこのようなことが書かれています。「狐禅寺地区のまちづくりや振興、活性化のため、覚書を乗り越えて提案したと説明していますが、覚書や建設反対の声を無視したことにより」、これは私が言っているのではないですよ、ここに書かれていますことですよ。「狐禅寺地区のコミュニケーションや人間関係に大きな亀裂が生じ、大変深刻な事態となっています。私たちは、市長であり管理者である勝部市長に対し、これ以上狐禅寺地区の自然環境と地域社会及び人間関係に取り返しのつかない深い傷を負わせることをやめ、市長提案を即時白紙撤回し、狐禅寺地区以外に建設するよう署名を添えて強く求めたところです」というふうに書かれています。

私は、改めて、きょう、この資料を配付されまして、これを何回か読ませていただきまして、この狐禅寺の自然環境を守る会の方々のこの気持ちというのは十分すぎるほど私は理解をいたします。この陳情について、私は心から支持をしているということを申し添えて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（傍聴人の不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） 静粛に願います。傍聴人の方に申し上げます。静粛に願います。

菅野恒信君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（武田ユキ子君） 日程第5、報告第1号、職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 報告第1号、職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について、申し上げます。

本件は、職員が公務中に起こした物損事故1件に関し、損害を与えた相手方に対して賠償すべき額について、管理者専決条例の規定により専決処分したので、報告するものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、私からは専決処分の補足説明を申し上げます。

専決処分書をお開き願います。

まず、3の事故の概要についてであります。平成28年9月15日午前10時25分ごろ、一関市藤沢町藤沢字早道地内において、介護保険課の職員が公用車で国道456号を走行中、県道藤沢大籠線とのT字路交差点に進入し、左折しようとした際、一時停止をしなかったため、交差点右側から直進してきた相手方の所有する車両の左前輪タイヤ部分に接触し、破損させる損害を与えたも

のであります。

4の市の過失割合は85%で、1の損害賠償の額は2万400円であります。

なお、これにつきましては、全国市有物件災害共済会の保険により補てんされるものであります。

また、公用車の損害額につきましては、9万2,000円であります。

相手方につきましては、記載のとおりであり、専決処分の日は平成28年12月14日であります。

今回の事故につきましては、公用車を運転する際の基本的注意を欠いたことによるものであり、職員に対しては、常に細心の注意を払い慎重な運転を行うよう指導したところであります。

以上であります。

よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 報告に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

議長（武田ユキ子君） 日程第6、議案第1号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 議案第1号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、平成29年度における第1号被保険者の保険料の算定の基礎となる所得から土地などの譲渡による所得を控除することについて、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、議案第1号について補足説明を申し上げます。

本議案は、介護保険法施行令の改正に伴い、平成29年度における第1号被保険者の保険料の所得段階の判定に関する基準の特例として、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができることとなったため、所要の改正をしようとするものであります。

現行の合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合があります。

また、土地の売却等には、災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合がありますことから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、保険料段階の判定に、現行の合計所得金額等から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとされたものであります。

当組合としては、東日本大震災で被災した方々の被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、介護保険料が高額になることにかんがみ、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用い、被災した方々等の介護保険料の適正化を図るもので

あります。

また、今回の改正は、被災地等で順次防災集団移転が進むことを踏まえ、速やかに施行する観点から、市町村が新たな所得指標を用いる旨を条例で定めることにより、特例的に平成29年度から当該所得指標を用いることができることとされたことに伴い、平成29年度から適用するものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成29年4月1日とするものであります。

以上であります。

よろしく願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第7、議案第2号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び日程第8、議案第3号、平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

長田副管理者。

副管理者（長田仁君） 議案第2号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を22億3,303万7,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は、1億円といたしました。

4ページをお開き願います。

目的別歳出額は、第1表のとおりで、議会費334万8,000円、総務費4,328万8,000円、衛生費20億8,568万8,000円、公債費9,071万2,000円、諸支出金1,000円、予備費1,000万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金18億5,328万8,000円、使用料及び手数料2億306万円、国庫支出金779万5,000円、財産収入594万8,000円、寄附金1,000円、繰入金1億554万2,000円、繰越金1,000円、諸収入5,740万2,000円を見込みました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第3号、平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を147億9,521万5,000円と、また、サービス勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を3,638万3,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は、10億円といたしました。

事業勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は6ページから8ページまで、サービス勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は9、10ページ、それぞれ第1表のとおりであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。

よろしく願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、議案第2号について補足説明を申し上げます。

説明は、歳入にあつては予算書を、歳出にあつては予算の概要という別冊のほうをごらん願います。

初めに、一般会計予算の歳入であります。予算書の13ページをお開き願います。

1款1項1目総務費分担金の分担割合は、均等割であります。一関市が9分の8、平泉町が9分の1であります。

2目1節衛生総務費分担金の分担割合は、総額の10%が均等割、90%が人口割であります。

2項負担金は、地方債の償還に係る負担金で、負担割合は人口割であります。

なお、構成市町ごとの分担金及び負担金の額並びに構成比は、一関市が17億3,147万3,000円で93.43%、平泉町が1億2,181万5,000円で6.57%であります。

次に、14、15ページをお開き願います。

3款1項国庫補助金は、各清掃センターにおける排ガス等の放射性物質濃度測定に対する補助金、3款2項委託金は、原子力発電所事故由来の指定廃棄物の保管に伴う放射線量測定等に係る委託金であります。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

6款1項基金繰入金は、一関清掃センター、大東清掃センター及び川崎清掃センターの補修工事等の財源とするものであります。これにより、平成29年度末の財政調整基金残高は、1億877万円ほどとなる見込みであります。

次に、18、19ページをお開き願います。

8款2項受託事業収入は、一関市からの受託により、放射性物質に汚染された牧草を焼却処分するための経費であります。

次に、一般会計の歳出であります。予算の概要、別冊となります。14ページをお開き願います。

まず、3款1項1目衛生総務費の生活環境対策費につきましては、一般廃棄物処理施設周辺住民健康調査業務委託料に、新たに一関清掃センター分を計上したところであり、生活環境保全に関する協定を締結している狐禅寺地区生活環境対策協議会と協議の上実施するものであります。

次のごみ減量化対策費につきましては、ごみ袋の形式や種類について、各清掃センターの収集範囲ごととしていたものを、平成30年度から統一規格に変更するため、周知用チラシ6万枚を各

世帯に配布するものであります。

15ページとなりますが、3款2項1目火葬場管理費は、釣山斎苑及び千厩斎苑の管理費であり、整備計画によりまして、火葬炉の設備補修工事等を実施するものであります。

3款3項1目一関清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクルプラザ管理費、用水施設管理費につきましては、整備計画により、焼却炉本体補修工事、破碎機設備補修工事等を実施するものであります。

16、17ページをお開き願います。

3款3項2目大東清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクル施設管理費につきましては、整備計画により、2号炉耐火物補修工事、不燃性粗破碎物運搬コンベア補修工事等を実施するものであります。

18ページをお開き願います。

3款4項1目一関清掃センター費及び2目川崎清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、整備計画により、し尿処理施設の機器交換等を実施するものであります。

次に、議案第3号の介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書にお戻りいただきまして、47ページをお開き願います。

まず、事業勘定の歳入であります。

1款保険料は、被保険者数の増により、増額を見込んだところであります。

2款分担金は、均等割、高齢者人口割及び介護給付等の実績割によるものであります。

なお、構成市町ごとの分担金の額及び構成比は、一関市が20億1,558万4,000円で94.32%、平泉町が1億2,138万4,000円で5.68%であります。

48ページをお開き願います。

4款国庫支出金から、50ページ、6款県支出金までは、介護給付費等に係る国県等の支出金であります。

51ページとなりますが、8款1項介護給付費準備基金繰入金は、介護保険料の年度間調整による取り崩しであります。

次に、事業勘定の歳出について申し上げます。

予算の概要の19ページをお開き願います。

1款3項1目認定審査費につきましては、延べ240回の介護認定審査会を見込んだところであります。

2款1項1目介護サービス費は、要介護1から5の方に対する給付であります。

20ページ、21ページをお開き願います。

2款1項2目介護予防サービス費は、要支援1及び2の方に対する給付であります。

なお、介護予防サービスのうち、これまでの訪問型サービス及び通所型サービスについて、平成29年度から開始する地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業へ移行するものであります。

3目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会の介護報酬請求内容の審査及び介護サービス事業者への支払業務委託料であります。

4目高額介護等サービス費は、同じ月に、同一月に利用した介護サービス利用者負担額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

5目介護医療合算介護等サービス費は、同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、自

己負担の合算額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

6目特定入所者介護サービス費は、介護保険施設等の居住費及び食費が、所得に応じた負担額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス等事業費につきましては、平成29年度から新たに実施するものであり、これまで要支援1及び2の方が利用していた介護予防サービスのうち、訪問型サービス及び通所型サービスを介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業へ移行するものであります。これは、これまでの介護予防給付と同様のサービスに加え、介護予防給付の基準緩和によるホームヘルパーなどが行う短時間のサービス、いわゆるサービスAに対する給付であります。

次の一般介護予防等事業費につきましては、介護予防事業のうち、訪問型サービス事業及び通所型サービス事業の一部並びに一般介護予防事業を構成市町へ委託して実施するものであります。

なお、委託する訪問型サービス事業及び通所型サービス事業は、住民ボランティア団体が行う生活支援サービス、いわゆるサービスBと、保健・医療の専門職が行う短期集中型予防サービス、いわゆるサービスCであります。

22ページをお開き願います。

3款1項1目包括的支援等事業費は、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護などを行うもので、平成29年度は地域包括支援センターはないずみとしぶたみに職員1人ずつを増員するものであります。

次の任意事業につきましては、構成市町への委託により、家族介護支援事業、配食・給食サービス事業などを実施するものであります。

次に、予算書の70ページにお戻りをいただきます。

サービス勘定の歳入であります。1款1項1目介護予防サービス計画費収入は、介護予防ケアプラン作成8,251件を見込んだものであります。平成28年度当初予算で見込んだ8,322件に比べ71件の減を見込んだところであります。

次に、サービス勘定の歳出であります。予算の概要23ページをお開き願います。

1款1項1目介護予防支援事業費は、介護予防ケアプランの作成について、直営により2,131件、居宅介護支援事業所への委託により6,120件を見込んだところであり、サービス調整、評価、給付管理等を行うものであります。

以上であります。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

なお、当初予算に係る議案の質疑時間は、質疑、答弁合わせて45分以内とします。

一括質疑・一括答弁方式を選択した場合は回数3回以内、一問一答方式を選択した場合は一問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、質疑に当たっては答弁時間を考慮され質疑されるようお願いいたします。

10番、金野盛志君。

金野盛志君の質疑は、一問一答方式です。

10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） 議案第2号、いずれもこの予算のほうで質問いたします。

15ページの3款2項1目、この指定廃棄物の保管事業委託金がかかなり金額が減っていますけれ

ども、私の認識では、指定廃棄物というのは量は減っていない。減っていないのに、このように金額が、保管料が減るといのは、どういう理由なのか伺います。

それから、18ページの8款3項1目弁償金、いわゆる東京電力の原発事故に伴う賠償金ですけれども、この賠償金は、いわゆる人件費も、本来は減らすことができたその人件費があったとすれば、それも損害賠償の対象になるというのが見解と書いていますけれども、そういうのがこの一関の場合はないのかどうか。

それから、24ページの3款1項のごみ減量化対策ということで伺います。

ごみ減量化、ごみ袋が統一化になるということですのでけれども、いわゆるごみ袋の統一以外に検討しているといいますか、すぐに平成29年度から実施しなくても、その対策は、そういう減量化の対策というのはどういう状況になっているか。

それから、同じく周辺住民健康調査ということで、今回、一関でも行うということですのでけれども、一関の場合の対象者数というのはいくらになっているか。さらに、大東の場合の実績と評価、これは最後に、大東地区であった稼働状況の説明会の際に、こういう調査という名前がついているのであれば、いわゆる健康調査をやった後がどうだったのかという、そういうフォローがないと、今のままだと健康診断になっていると。そういうところを知りたいということがありましたので、その辺について答弁をお願いします。

最後に、29ページの焼却施設の関係で、一関でも大東でも同じなのですけれども、これも稼働状況の説明会のときに質問に出された中身なのですけれども、クマとかシカとかを駆除するという、わなとか何かで捕まえた場合に、それを、今のやり方は清掃センターに持って行ってくださいというのが農林部といいますか、そちらのほうからの指導と。ただ、それをセンターに持っていくと、ごみ袋に入るくらいの大きさにしてくださいと。ですから、なかなか大きなクマとかシカをごみ袋に入るように処理するというのが、いろいろな面で問題がありますよね、これは。このところについて、ここは農林部が出ていませんので、あくまで焼却する立場の広域の議会なのですけれども、そういうのを農林部とか何かと、そういう話し合いといいますか、そういう連携を図った上でそういうことになっているのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

議 長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、お答えをいたします。

まず、指定廃棄物保管事業委託金についてであります。東京電力原子力発電所事故に由来する廃棄物のうち、国の責任で処理することとされている1キログラム当たり8,000ベクレルを超える指定廃棄物については、当組合が国から委託を受け保管・管理する経費であります。

平成28年度までは新たな指定廃棄物の発生を想定していたことから、保管容器の購入費及び設置工事費、空間放射線量率の測定費を国からの受託収入として見込んでいたところですが、平成26年4月以降は1キログラム当たり8,000ベクレルを超える廃棄物が発生していないことから、国と協議の上、新たな指定廃棄物は発生しないものとし、現在、保管している指定廃棄物の管理に要する経費として、空間放射線量率の測定費のみを平成29年度の受託収入と見込むものであります。

なお、現在、当組合が管理している指定廃棄物は、すべて焼却灰であり、舞川清掃センターにおいて114.3トン、一関清掃センターにおいて85.5トンを保管しているところであります。

次に、東京電力原子力発電所事故損害賠償金についてであります。原子力発電所事故に由来する廃棄物の処理における放射性物質濃度の測定などの経費について、平成28年度の支出に対す

る損害賠償金を見込んだものであります。

東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求は、賠償金が支払われるまでに2段階の手続を経ているところであります。

当組合の請求に対し、まず東京電力が国のガイドラインに基づいて支払いに応じる即時払いがなされます。次に、請求額と即時払いの差額について、原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆる原発ADRに和解仲介の申し立てをし、原発ADRから提示された和解案について、当組合及び東京電力が受諾して支払いがなされるという流れであります。

予算計上した損害賠償金の内訳であります。一般廃棄物の焼却により発生した飛灰や排ガス、最終処分場の放流水、し尿処理により発生した脱水汚泥などの放射性物質濃度の測定費用、最終処分場の空間線量率の測定費用、最終処分場に飛灰を埋立てするために使用する遮水シートなどの購入費用であります。

予算額については、平成27年分の即時払い額895万936円のおよそ2分の1を見込んだものであります。

また、人件費については、国のガイドラインの対象ではないことから、原発ADRに和解仲介の申し立てをすることとなりますが、当組合にあっては、放射性物質に関する講演会や説明会など、原発事故に由来する直接の時間外勤務手当のほか、勤務時間内において放射線対策に要した人件費を損害賠償請求しているところであり、平成23年度及び平成24年度の時間外勤務手当の増加分の一定割合について賠償金の支払いがなされました。

なお、原発ADRが損害と認めることとした、原発事故に対応するために増員した職員分や原発事故の発生により計画どおりに削減できなかった職員数分の人件費については、当組合にはありませんので該当していないところであります。

次に、ごみ減量化についてであります。

分別の徹底と資源化を一層進めることが重要でありますことから、できるだけごみを発生させないリデュース、一度使ったものを再利用するリユース、使い終わったものを再資源化するリサイクルの、いわゆる3R、これが住民の皆様の日常生活に浸透するよう周知してまいりたいと考えているところであります。

また、可燃物の中には包装紙やメモ用紙、封筒などの、いわゆる雑紙と呼んでいるものがありますが、この雑紙が多く含まれておりますことから、雑紙を資源として有効活用し、焼却する廃棄物の減量につなげるため、雑紙の出し方、これは収集所への出し方について、これまでは雑誌などと一緒に紙ひもで束ねることとしておりましたが、この方法に加えて、本年2月からは簡単に出していただけるよう紙袋や紙箱に入れ、紙テープなどでとめて出されたものも回収することとしております。今後も構成市町と連携し、より一層のごみの減量化に取り組んでまいります。

次に、一般廃棄物処理施設周辺住民健康調査についてであります。大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺の住民の方々を対象に、公害や放射能の影響による健康不安の解消を目的として、多項目検診等の健康診断を実施しているところであります。

平成29年度においては、一関清掃センター及び舞川清掃センター周辺住民の方々も対象にしようとするものであります。

一関清掃センター及び舞川清掃センター施設周辺の対象者数については、1,908人ですが、予算計上においては、それぞれ職場での検診を受けられる方もおり、全員が受診できる状況ではないことから、大東清掃センターの実績を考慮し、受診者数を対象者の約半分の950人分と

見込んだところであります。

大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民健康調査は、岩手県予防医学協会に委託し実施しているところであり、平成28年度においては、対象者1,011人のうち234人、23%が受診したところであります。

結果については、それぞれ受診者にお届けするとともに、川崎の所萱研修センター及び大東清掃センターにおいて、保健師による事後指導会を開催し、100人が指導を受けたところであります。

なお、この結果については、予防医学協会からは、公害あるいは放射性物質の影響の有無や他の地域との違いの有無について、公式に述べることはできないとのことでありましたが、同協会との話し合いの中では、清掃センターの稼働に伴う特異な傾向などは見られないと伺っているところであります。

また、健康調査の名称についてであります。これについては、3月15日に寺崎前地区の稼働説明会で、名称が紛らわしいというご指摘がありましたので、今後、健康診断という、実際にやっているものが健康診断でありますので、健康診断という名称に改めてまいりたいと考えております。

次に、焼却施設で受け入れるシカ、クマについてであります。当組合では、住民が捕獲した鳥獣の処分について、一関清掃センター、または大東清掃センターにおいて焼却処理を行っているところであります。焼却施設は大型動物、シカとかクマなどの大型動物を焼却することを想定した設計にはなっておりません。そのために、処理可能な大きさに解体していただくこととしております。

具体的には、一関清掃センターにおいては30センチ以内、大東清掃センターにおいては指定ごみ袋に入る大きさに解体し、袋に入れて搬入していただいているところであります。

なお、火葬場でも動物の焼却をしている実績もございますけれども、大型動物の焼却については、今後その処理方法について、構成市町、関係する農林部等々と検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） 1点だけ、シカ、クマのことだけについて、もう1回伺います。

もちろん、炉の能力といいますか、そういうのがあるから、30センチとかごみ袋に入るくらいにして持ってきてくださいというような、それは広域行政組合としてはそのとおりだと思います。

例えば、火事などで焼けたものについても、このくらいの、1メートル前後に切って持ってきてくださいというのはそのとおりです。

ただ、シカとかクマとか、聞くところによるとシカというのは100頭以上、年間焼却しているそうですけれども、捕まえた人が本当にそれを解体して、解体するということがいいのかということになったときに、これは逆に言うと、そういうことをなさっている方はいないと思うけれども、そんな残酷のことをやるのであれば、そこに埋めたほうがいいというか、不法投棄にも私はつながると思いますよ。

これは、その近隣のそういうところの焼却場の様子を聞いて、もし一関で、市内ではできないわけですので、その分だけでも委託をすとか、あるいは4月1日から稼働する、金ケ崎で稼働する牛の処理の仕方ですね、そういうところに持って行って処理するということをしていかない

と、これは捕まえた人が本当に大変ではないかと思えますよ。

だから、こここのところに、果たしてそういう駆除の許可を出している農林部を含めて、そういうところの意思統一が本当になされた上でこういうことになっているのか。

これについては、私も稼働状況説明会のときまでそういうことは知りませんでした、実際そこまでの状況ということは。

やはり、これは、本当に百何頭以上、シカとクマを合わせると、たしか百何頭と言っていましたけれども、そういう状況になっているときですので、本腰を入れて、早急にその答えを出していただきたいと思うのですけれども、もう一度局長に答弁を求めたいと思えます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 先ほど答弁申し上げましたけれども、議員ご指摘の件も含めて協議したいというふうなつもりでお答えをしたとおりであります。

なお、これまでも焼却場はともかく、火葬場で受け入れている部分がございます。それらについては経費の問題もあります。

例えば、国道で死んだものについては県の土木センターが負担をしたり、あるいは免除をしたりという事例もありますので、そこらあたりも調整が必要かと思えますので、よく協議をして、なるべく早く、同じような形で、皆さんに負担がかからないような、負担というのは、わざわざ切ったりとか、そういうことがないような形になるような取り組みをできるように協議をしてみたいと考えております。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質疑を終わります。

12番、小野寺道雄君。

小野寺道雄君の質疑は、一括答弁方式です。

12番（小野寺道雄君） それでは、私からは議案第2号、一般会計の説明書26ページの3款3項1目一関清掃センター費の説明欄の15目工事請負費の内訳と、先に示された一般廃棄物処理施設整備計画では、平成36年まで現在の施設の整備計画が計上されていますが、新たな施設整備に向けた具体的なスケジュールはどのように想定しているのか、まず1点目伺います。

次に、33ページ、3款4項1目一関清掃センター費の説明欄のし尿処理移設管理費について、第1し尿処理施設は建設から40年、第2し尿処理施設は29年になりますが、施設の現状とどのような課題があるのか、まず1回目でお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、お答えをいたします。

まず、工事請負費についてであります。その内訳は、焼却炉本体補修、灰クレーンの爪の更新、排ガス処理設備の電気集じん機の整備、燃焼設備のうち、吸じん装置駆動部等の整備、燃焼設備の乾燥装置の駆動部等の整備、それから燃焼設備の燃焼装置のシリンダー等の整備、それからごみクレーン、これを上下に上げるわけですけれども、巻き上げ装置及び天井のほうに走行装置というものがあります。走行装置等の整備などです。

次に、新施設の建設用地が決定してからのスケジュールについてのご質問であります。一般的な例で申し上げますが、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントと事業方式の検討に3年ほど、実施設計から造成工事、建設工事終了までに3年ほどを要すると見込まれます。

これまで視察した自治体による同様の施設の建設期間の例も考えますと、建設用地が決定して

から施設の完成まで6年ほどかかるのではないかと考えているところであります。

し尿処理施設については、一関清掃センター所長からお答えをいたします。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） それでは、私のほうは、一関清掃センターし尿処理施設の現状と課題について申し上げます。

稼働開始から第1し尿処理施設は40年、第2し尿処理施設は29年となっております。構造物、それから機器等に経年による劣化は見られますけれども、第1し尿処理施設は平成9年度と平成23年度、それから第2し尿処理施設は平成10年度に大規模改修を行ってございます。当面は通常の整備を定期的に行うことで運転には問題はないというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） それでは、いずれ一関清掃センターの焼却施設については、これから新たな施設整備をしても6年ほどかかるということで、40年以上経過するわけですが、これまでにダイオキシン対策を含めて、かなりの事業費を投入して施設改善工事を実施してきたはずであります。主な施設整備工事の内容と事業費について伺います。

次に、狐禅寺地区に新たな焼却施設が建設された場合、し尿処理施設との併存する期間がどれくらいになると見込んでいるのかお伺いいたします。また、し尿処理施設のうち、建設年度が新しい第2し尿処理施設の施設管理費が、第1し尿処理施設より高い理由は何か伺います。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） まず、焼却施設のダイオキシン対策の経過でございますけれども、これについては、平成12年度から平成13年度までの2カ年で、排ガスの高度処理及び灰の固形化施設整備工事を行ってございます。既存の電気集じん機と煙突の間に活性炭の吸着塔、灰固形化施設、灰の輸送コンベアなどを設置したところでございます。このときの工事費は6億2,969万円でございます。

し尿処理施設の運営費用と伺いますか、そういったものの違いについて申し上げます。

先ほど申し上げましたように、建設年度も大分違ってございます。また、処理の過程についても、処理方法と伺いますか、そういったものも、し尿処理施設も一様ではございません。そういった違いから、こういった形の費用の差が出ていると考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） し尿処理施設の今後のあり方というような形の質問かと思いましたが、具体的なところは特に検討はしていないところであります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） し尿処理施設も大分、40年も経過している施設があるわけですが、その更新整備は新たな焼却施設の稼働を待って行う計画なのかどうかを確認したいと思います。

それから、併存する、狐禅寺地区にし尿処理施設と新たな焼却、もし狐禅寺地区に新たな焼却施設を整備するとすれば、併存する期間ですね、かなり相当の年数が想定されますが、し尿処理施設、その辺の状況について、もう一度想定している年数をお伺いします。

それから、し尿処理施設の整備はかなり先の話になると思われそうですが、現在の施設はどれくらい持つと判断しているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） お答えをいたします。

し尿処理施設については、焼却施設を前提としていつまでというような考えを今持っているところではありませので、今後どの程度使えるか、これからですけれども、少なくともあと10年は、古い施設で構造が簡単なものですから、あと10年ぐらいは使えるのではないかなど。これは私の今の考えであります。今後、いろいろ専門家からの診断等も受けながら精査して考えていきたいと考えております。

期間については、現在お答えできるようなものは持っておりません。

議長（武田ユキ子君） 小野寺道雄君の質疑を終わります。

議長（武田ユキ子君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は、個別に行います。

初めに、議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長（武田ユキ子君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 組合議会第33回定例会、管理者、閉会のあいさつを申し上げます。

本定例会は、平成29年度に係る予算議会でもあり、議員各位におかれましては、提案させていただきました各種議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、平成29年度当初予算として関連議案とともに認めいただいたところでございます。衷心より御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する貴重なご意見、ご提言につきましては、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第33回定例会の閉会に当たりましての御礼のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 第33回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、平成29年度一般会計及び介護保険特別会計予算などが付議されましたが、終始真剣な審議をいただき、すべて議決決定を見るに至りました。

これもひとえに、議員各位の協力と管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと厚く

御礼申し上げる次第であります。

定例会の冒頭、管理者より施策推進方針の表明がされたところでありますが、これを受けての一般質問、または議案審議の質疑において、議員から出された意見、提言につきましては、今後の広域行政組合の運営にしっかりと生かされ、当組合のさらなる充実強化をされますよう願うものであります。

衛生事業にありましては、一般廃棄物処理施設等の建設、そして、放射性物質に汚染された農林業系廃棄物の処理の取り組みなどが示されましたが、現施設の老朽化を踏まえ、ぜひ、安全安心を最優先とした取り組みをお願いするとともに、いずれにいたしましても、地域住民の皆様のご理解、ご協力が最重要であり、信頼関係をしっかりと構築していただき、事業を推進していただきますようお願いするものであります。

また、介護保険事業にありましては、第7期介護保険事業計画の策定と第6期介護保険事業計画の着実な推進を図られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、具体的な取り組みを確実に進めていただくことをお願いいたします。

当議会にありましては、これら諸課題に対して果たすべき役割の重大さを認識しつつ、一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため、全力を注いでまいる所存であります。

結びに、今定例会の運営に協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に衷心より感謝を申し上げまして、閉会に当たってのあいさつといたします。

議 長（武田ユキ子君） 以上をもって、第33回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後5時30分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 武 田 ユキ子

一関地区広域行政組合議会議員 勝 浦 伸 行

一関地区広域行政組合議会議員 橋 本 周 一